

商工文教委員会会議記録

商工文教委員会委員長 高橋 但馬

- 1 日時
平成28年3月3日（木曜日）
午前10時3分開会、午後4時9分散会
（うち休憩 午前11時59分～午後1時2分、午後3時7分～午後3時7分、
午後3時7分～午後3時21分）
- 2 場所
第3委員会室
- 3 出席委員
高橋但馬委員長、ハクセル美穂子副委員長、名須川晋委員、千葉進委員、千葉伝委員、
樋下正信委員、工藤誠委員、斉藤信委員、小西和子委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
田内担当書記、熊谷担当書記、岩淵併任書記、吉田併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 労働委員会事務局
齋藤労働委員会事務局長、花山参事兼審査調査課総括課長
 - (2) 商工労働観光部
菅原商工労働観光部長、菊池副部長兼商工企画室長、高橋雇用対策・労働室長、
鈴木商工企画室企画課長、高橋経営支援課総括課長、
高橋ものづくり自動車産業振興課総括課長、瀬川自動車産業振興課長、
押切産業経済交流課総括課長、平井観光課総括課長、
飛鳥川企業立地推進課総括課長、高橋特命参事兼雇用対策課長、工藤労働課長
 - (3) 教育委員会
高橋教育長、川上教育次長兼学校教育室長、田村教育次長兼教育企画室長、
菊池教育企画室特命参事兼企画課長、滝山予算財務課長、宮澤学校施設課長、
石田学校企画課長、小野寺首席指導主事兼学力・復興教育課長、
藤岡首席指導主事兼義務教育課長、岩井首席指導主事兼高校教育課長、
木村高校改革課長、民部田首席指導主事兼特別支援教育課長、
大林首席指導主事兼生徒指導課長、松下生涯学習文化課総括課長、斎藤文化財課長、
八木首席指導主事兼スポーツ健康課総括課長、今野教職員課総括課長、

佐藤首席経営指導主事兼小中学校人事課長、山形特命参事兼県立学校人事課長

(4) 総務部

佐藤副部長兼総務室長、藤澤総務室管理課長、佐藤法務学事課総括課長、
千葉私学・情報公開課長

7 一般傍聴者

2名

8 会議に付した事件

(1) 労働委員会関係審査

(議 案)

ア 議案第84号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

(2) 商工労働観光部関係審査

(議 案)

ア 議案第84号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

イ 議案第90号 平成27年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算(第2号)

(3) 教育委員会関係審査

(議 案)

ア 議案第84号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

(4) 総務部関係審査

(議 案)

ア 議案第84号 平成27年度岩手県一般会計補正予算(第5号)

9 議事の内容

○高橋但馬委員長 ただいまから商工文教委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、労働委員会関係の議案の審査を行います。

議案第84号平成27年度岩手県一般会計補正予算(第5号)、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち労働委員会関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○花山参事兼審査調整課総括課長 労働委員会関係の補正予算につきまして御説明申し上げます。便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げますので、説明書の130ページをお開き願います。

第5款労働費、第3項労働委員会費のうち、1目委員会費25万3,000円の減額は、委員会運営に要する経費の減を補正するものであります。

2目事務局費25万円の増額は、事務局の管理運営に要する経費の増を補正するものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって労働委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって労働委員会関係の審査を終わります。労働委員会の皆様は、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、商工労働観光部関係の議案の審査を行います。議案第84号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第5号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第5款労働費のうち商工労働観光部関係、第7款商工費及び第11款災害復旧費、第4項商工労働観光施設災害復旧費、第2条第2表繰越明許費補正中、第5款労働費、第7款商工費及び第11款災害復旧費、第4項商工労働観光施設災害復旧費、第3条第3表債務負担行為補正中、2変更中1並びに議案第90号平成27年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）、以上2件の予算議案を一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池副部長兼商工企画室長 議案第84号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第5号）のうち、商工労働観光部関係の予算について御説明申し上げます。議案（その4）の7ページをお開き願います。

5款労働費34億4,063万3,000円の減額のうち、3項労働委員会費を除いた34億4,063万円の減額、7款商工費の100億5,682万9,000円の減額。

次に、9ページに参りまして、11款災害復旧費、4項商工労働観光施設災害復旧費の37億1,473万6,000円の減額、以上合計で172億1,219万5,000円を減額しようとするものでございます。

補正予算の内容につきましては、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。以下、金額の読み上げにつきましては省略させていただきますので、御了承願います。

それでは、126ページをお開き願います。5款労働費、1項労政費、1目労政総務費の管理運営費は、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用した事業のうち、平成26年度で終了し

た企業支援型地域雇用創造事業等について、確定した不要額を国に返還する必要があること等から増額しようとするものでございます。

2目労働教育費の各種労働講座開設費は、労働環境の整備を図るために実施した人権啓発支援セミナー開催経費について、事業内容の確定に伴い減額しようとするものでございます。

127ページに参りまして、4目雇用促進費は、上から五つ目の緊急雇用創出事業費補助でございます。市町村が行う緊急雇用創出事業について補助するものであり、事業計画の変更など、市町村からの報告に基づき減額しようとするものでございます。次の事業復興型雇用創出事業費補助は、産業政策と一体となって雇用を行った事業者に対する今年度助成額の精査に伴い減額しようとするものでございます。12節役務費の横の欄のプロフェッショナル人材還流促進事業費でございます。国の補正予算による地方創生加速化交付金を活用した新規事業であり、プロフェッショナル人材戦略拠点を設置運営するとともに、プロフェッショナル人材受け入れに係るあっせん手数料を補助しようとするものでございます。

一番下の緊急雇用創出事業臨時特例基金積立金は、過年度に実施した緊急雇用創出事業に係る事業費の返還金を基金に積み戻そうとするものでございます。なお、この返還金の中には、今般のD I Oジャパン及び大雪りばあねっと両事案に係る返還金が含まれております。

128ページに参ります。2項職業訓練費、1目職業訓練総務費の上から二つ目の認定職業訓練運営費補助は、補助対象訓練生の増減及び建設、介護に係る訓練に対する国庫補助金の増額交付等に伴い増額しようとするものでございます。2目職業訓練校費の下から2番目の就職支援能力開発費は、離職者等の再就職を促進するための職業訓練の額でありまして、事業費の確定に伴い減額しようとするものでございます。

次に、飛びまして、154ページをお願いいたします。7款商工費でございます。1項商工業費、1目商工業総務費の一番上の管理運営費は、地方自治法派遣職員に係る給与費等負担金や中小企業等復旧復興支援事業費補助、いわゆるグループ補助に係る補助金の国庫返還金などを増額しようとするものでございます。下から二つ目の地域産業重点強化加速支援事業費は、国の補正予算による交付金を活用した新規事業であり、技術革新による生産性の向上を図るため、高度技術人材を育成するとともに必要な設備投資に要する経費を補助しようとするものでございます。

2目の中小企業振興費の上から二つ目の商工観光振興資金貸付金は、設備の改善や事業の推進などに必要な資金の貸付原資の一部を金融機関等に預託するものであり、ほかの低利、長期の資金等が活用されていることから減額しようとするものでございます。次の中小企業経営安定資金貸付金は、経営安定に資するための運転資金や経営改善の取り組みに必要な資金の貸付原資の一部を金融機関等に預託するものであり、ほかの低利、長期の資金等が活用されていることから減額させていただくものでございます。

155ページに参りまして、表の11節需用費の欄の横でございますが、中小企業東日本大震

災復興資金貸付金は、被災した中小企業者に対して、事業を再建するために必要な資金について、貸付原資の一部を金融機関に預託し、融資しようとするものであり、事業者による期限前の一括返済等が多く発生したことにより、減額しようとするものでございます。その二つ下の地域産業活性化企業設備貸与資金貸付金は、経営の革新に取り組む中小企業等を支援するため、公益財団法人いわて産業振興センターが行う設備貸与事業に要する事業原資を貸与するものであり、過年度分の貸付額の精査に伴い減額しようとするものでございます。下から五つ目の若手経営者等育成事業費補助は、国の補正予算による交付金を活用した新規事業でございます。若者、女性等の創業や、若手経営者等の経営力向上を支援しようとするものでございます。次の、いわての県産品魅力拡大事業費も国の補正予算による交付金を活用した新規事業であり、食産業及び伝統工芸産業における一体的な情報発信等により、県産品の新商品開発及び販売拡大に取り組むとともに、伝統工芸産業における担い手育成を推進しようとするものでございます。

156ページに参ります。3目企業立地対策費の上から二つ目の企業立地促進資金貸付金は、県内に工場等を新設または増設しようとする企業に対する貸付原資の一部を金融機関に預託するものであり、年間所要額見込みの精査の結果、減額しようとするものでございます。

4目中小企業経営指導費の中小企業診断指導費は、中小企業高度化資金における診断指導の実績見込みにより、減額しようとするものでございます。

6目工業技術センター費の地方独立行政法人岩手県工業技術センター運営費交付金は、センターの職員人件費の実績見込みにより減額しようとするものでございます。

158ページに参ります。2項観光費、1目観光総務費の下から五つ目の希望郷いわて観光推進事業費は、国の補正予算による交付金を活用した新規事業でございます。北海道新幹線開業や平泉世界遺産登録5周年を契機として、交流人口の拡大や地方創生の加速に向けて情報発信を行うとともに、県内周遊の促進を図ろうとするものでございます。

2目観光施設費、一つ目の観光施設機能強化事業費でございます。県が整備し老朽化した観光施設の設備の修繕等を行うものでございまして、事業実績により減額しようとするものでございます。

次に202ページをお開き願います。11款災害復旧費、4項商工労働観光施設災害復旧費、1目商工観光施設災害復旧費の中小企業等復旧・復興支援事業費補助は、国と県が連携して補助する、いわゆるグループ補助金につきまして、用地の確保が困難等の理由により新規申請数が見込みを下回ったことに伴い、減額しようとするものでございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。議案（その4）に戻っていただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加の表でございまして、当部の関係部分は、13ページの5款労働費の39億1,754万4,000円、そして16ページに参りまして、7款商工費の3億8,845万1,000円、さらに21ページに参りまして、11款災害復旧費が掲載されておりました、次の22ページ、4項商工労働観光施設災害復旧費の91億9,118万7,000円、以上を合計いたしました134億9,718万2,000円を翌年度に繰り越しを行おうとす

るものでございます。これらの事業は、計画調整に不測の日数を要したことなどにより、年度内完了が困難になったことによるものでございます。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。23ページをお開き願います。第3表債務負担行為補正の1追加の表でございしますが、その次の24ページをお開きいただきまして、2変更の表中、当部の所管は、事項欄1、岩手県信用保証協会が行う中小企業成長応援資金についての信用保証契約の履行に伴う損失補償の1件でございします。これは、中小企業成長応援資金に係る融資枠の拡大に伴いまして、限度額を増額しようとするものであります。以上で一般会計補正予算5号の説明を終わらせていただきます。

次に、特別会計について御説明申し上げます。44ページをお開き願います。

議案第90号平成27年度岩手県中小企業振興資金特別会計補正予算（第2号）でございします。第1条のとおり、歳入歳出予算の総額からそれぞれ17億5,804万7,000円を減額し、総額を27億3,904万7,000円とするものでございます。

45ページに参りまして、歳入でございします。主なものは、1款繰入金、1項一般会計繰入金は貸付原資等である一般会計繰入金を減額しようとするものでございします。

3款諸収入、1項貸付金元利収入は、中小企業高度化資金の貸付償還見込額の増等に伴い増額しようとするものでございします。

4款県債、1項県債は、中小企業高度化資金の貸付原資の一部である独立行政法人中小企業基盤整備機構からの借入額を減額しようとするものでございします。

46ページに参ります。歳出でございします。主なものは、1款小規模企業者等設備導入資金貸付費、1項貸付費は、公益財団法人いわて産業振興センターの小規模事業者に対する無利子貸付に係る年間所要見込額の減額等に伴い減額しようとするものでございします。

以上、商工労働観光部関係の補正予算について御説明申し上げました。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 かなりの量の補正予算案になりましたが、幾つかお聞きします。

今の説明書の127ページ、事業復興型雇用創出事業費補助が33億9,100万円余の減額補正であります。大幅な減額になった理由は何か。今までの実績はどうなっているか示してください。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 事業復興型の減額の理由でございしますが、主な理由といたしまして、今年度から、申請可能な事業所が沿岸12市町村に所在する事業所に限られたこと、また一部の例外を除きまして、平成26年度までに引き受けた事業所には支給しないこととされたこと、また支給対象となる労働者が最初の支給対象の雇い入れから1年以内に雇われた労働者に限られたことなど、そういった要因がございまして、大幅に減少したというものでございします。

これまでの実績でございしますが、平成23年度からこの制度が始まっておりますけれども、23年度から26年度までの合計で1万7,641人に対して助成を行っています。

○**斉藤信委員** せつかくのこういう事業復興型の雇用政策が、このようにどんどん条件が厳しくなって使われない。これは、極めて残念なこと。私は、本当にこの条件緩和を引き続き求めていく必要があると思います。いわゆる事業の再建というのは、まさにこれからが正念場なのですね。そういう意味でいけば、今まで使えるものがどんどん使いにくくなっているというのは、大変問題があると思います。

次に、プロフェッショナル人材還流促進事業費というのが新規で、国の補正対応で出ました。127ページの説明書のプロフェッショナル人材戦略拠点運営費、これが減額になって、そして新規でプロフェッショナル人材還流促進事業費が計上されているわけですが、このプロフェッショナル人材戦略拠点運営費と、今度の新規のプロフェッショナル人材還流促進事業費というのはどのように関連するのか、そのことを示してください。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** プロフェッショナル人材戦略拠点運営費は、昨年12月に拠点を設置したものでございまして、国の事業でございしますが、殊にいわて産業振興センターに委託という形で行っているものでございます。そこにはマネジャーでありますとかサブマネジャー等を配置して、企業のプロフェッショナルの県外から県内への参入を図るというものでございます。

今般設置いたしましたプロフェッショナル人材還流促進事業費も、基本的には同じような事業でございしますが、ことしも来年度も引き続き運営しようというもので、さらに、今言った中核人材事業に係る補助金等で取り組むものでございます。減額になったのは、補助金が今年度減額になったものでございます。

○**斉藤信委員** 例えばプロフェッショナル人材還流促進事業費というのは、補助先は中小企業等となっていますね。実際にどういう人材をどういう中小企業に派遣するのか。今現在、具体的にどのように取り組まれているのでしょうか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 現在行っている補助金は、3カ月間、県外からそういった一定のプロフェッショナルの資格というか能力を持った方を3カ月間お試しということで雇った場合に、その経費の一部を助成するというものでございます。そういった中で、今取り組んでいるところでございます。

○**斉藤信委員** プロフェッショナル人材を、たった3カ月採用するという、こういう効果的なものは今まであったのですか。具体的にプロフェッショナル人材というのはどういう人を想定しているのか。3カ月試しで採用するという話ですが、それで本当に効果が上がるものなのかどうか。少しわかりやすくイメージを示してくれますか。

○**高橋特命参事兼雇用対策課長** 具体的な要件としましては、企業が求める経験でありますとかスキルを10年以上有する方というのを一つの目安にして、プロフェッショナルということでやっております。お試し雇用といいますか、正式採用前の補助ということで、なかなか企業側が難しい面があるというのは事実でございます。

○**斉藤信委員** 12月に設置されて、そしてさらにまた予算もついているわけですが、現段階で、どういう検討をされていますか。これは年度内に何か動けるのですか。

○高橋特命参事兼雇用対策課長 実績としましては、今年度は1件の活用がございます。なお、委員御指摘のとおり、使われにくい面があるということがございますので、その点につきましては、28年度事業をやるに当たっては、必要な見直し、改善等を図って利用の拡大を図っていきたいと思っておりますし、12月からプロフェッショナル拠点を設けましたので、今度はそこに配置しておりますマネジャーの活用と連携しまして、活用の促進を図っていきたいと考えております。

○斉藤信委員 国のメニューが出たから予算化したということでしょうけれども、今特に沿岸被災地は販路が断たれ、そして従業員が確保できず、なかなか大変な局面にあるのだと思うのです。本当に必要な支援がかみ合うように、これは求めておきたいと思えます。

155ページに行きますけれども、半導体関連産業創出推進事業費が96万円の減額になっていますが、半導体関連で私がお聞きしたいのは、岩手東芝です。東芝の粉飾決算で、岩手東芝と大分の工場が統合になると、こういう形で、撤退ということではないのですけれども、岩手東芝の場合は、今、四日市工場に約900人が出向で行っているのです。そうすると、今度新しい会社ができることになれば、この900人の方々は戻る条件がなくなってしまうのではないかと。

私はこの間、北上市に行って、ハローワークでお話を聞いてきましたけれども、岩手東芝が今度の合併というか統合というか、そういう形で、どういう位置づけになるのか。そして岩手東芝の従業員は、1,700人ぐらいですか。こういう方々の雇用、またはリストラというのが出てくるのかどうか、そのことを示してください。

○飛鳥川企業立地推進課総括課長 今般の東芝の構造改革に伴いまして、東芝の大分工場というのは、東芝本体の工場ということでございます。一方、岩手東芝エレクトロニクスは東芝の子会社という、そういう位置づけでございます。その本社のほうの位置づけにあります大分工場を一部分社化いたしまして、報道等にも御案内のとおり、その一部1,100名程度をソニーのほうに移管していく。そして、残った一部を岩手東芝のほうに吸収して、そして新会社を設立して一体的に運営をしていこうというのがこの合併の部分でございます。

東芝のほうでは、そういった発表をしておりますけれども、具体的に岩手東芝エレクトロニクスがどうだというようなところまでは発表しておりませんので、まだ私どものほうでは、その影響というのはちょっと見込めないところではございますけれども、現在、岩手東芝エレクトロニクスは1,700人の正社員を抱えた中で、およそ900名程度が四日市工場を含む関係会社等に出向という形で、北上市以外のところで勤務している、そういった状況でございます。そして、その大部分につきましては、四日市工場のフラッシュメモリをつくるということで、700名程度いるわけですが、これは見込みということでまだ詳細ではございませんが、その方たちも今回の構造改革の中で、一旦転籍した形でフラッシュメモリに特化するのではないかと考えています。

また我々のほうでも、今、北上市のほうに新工場の建設をずっと働きかけてきておりま

すので、それが実現した際には、即戦力として四日市工場に行った経緯がございますので、そこに戻ってくる、そういった要請を東芝のほうに働きかけているという状況でございます。

○**齊藤信委員** 大もとは、東芝の粉飾決算なのです。旧経営陣のこういう失態、失敗によって、かかわる労働者に犠牲が転嫁されてはならないと私は思います。今の話で、四日市工場を中心に行っている大体900人の方々は、行く行くはやっぱり戻るとい希望を持って働いている方々なのです。しかし、今回の統合劇になると、今言われたように、恐らく四日市工場に転籍という形で働き続けるということになると思うのですが、岩手東芝として、統合した新しい会社として、リストラの計画はあるのかなのか、これが一つ。

もう一つは、NAND型フラッシュメモリというのが四日市工場の主力であり、聞きますと、これからはこれで勝負していかななくてはならないと、そこに岩手における新たな進出の可能性もあるのではないかと聞いています。そういう新しい工場を誘致すれば、900人近い方々が岩手で働く条件もできるわけですから、その点はぜひ強力に、県としても押し進める必要があるのではないかと私は思いますが、この2点お聞きします。

○**飛鳥川企業立地推進課総括課長** 岩手東芝のリストラというお話でございましたけれども、先ほども御答弁させていただきましたが、岩手東芝そのものについての計画というのは我々も承知していないところでございます。ただ、一方、岩手東芝を含む半導体部門の部分でございまして、それにつきましては、東芝のほうで公表している部分では、国内で2,800名程度を配置がえであったり、そして早期退職勧奨を行っていくというようなところについて、計画として出されているところでございます。

そして、2点目のNAND型のフラッシュメモリにつきましては、現在これまでパソコン等についてはハードメモリということで、かなりパソコン本体にメモリを持っていたわけですが、今はクラウド型ということで、どんどんデータセンター等に集めてやる状況でございます。そういった分野について、かなりこのフラッシュメモリが今後可能性を秘めていくこと、そして御承知のとおり、スマホの部分については、全てこのフラッシュメモリが入っているということで、今後フラッシュメモリというのはこの業界の中で伸びていくと分析されております。県といたしますと、これまでも、もう既に平成20年のときに東芝の北上工場の決定ということで、その時期がずれ込んでいるというような認識でございますので、引き続き強く東芝のほうに働きかけて、北上市に新工場の建設を実現させるよう取り組みたいと考えております。

○**齊藤信委員** 次に、新規事業で説明された若手経営者等育成事業費、そしていわての県産品魅力拡大事業費、これは国の補正対応で、事実上去年度の事業になるのかもしれませんが、具体的にどういう形で岩手県としては取り組もうとしているのか、お願いします。

○**高橋経営支援課総括課長** まず、若手経営者等育成事業のほうですけれども、これについては大きく二つの内容を計画しております。一つは新規創業に取り組む若者や女性などが空き店舗を活用してチャレンジショップといいますか、そういったものに取り組む。

そういう方々に対する研修といいますか、そういった場をセットして、チャレンジショップで取り組んでもらおうというものが一つ。もう一つは、実際の経営のノウハウとか、あるいは事業承継に関する部分の知識、あるいは経営事業計画をつくっていく。そういったことで、若手の方々の経営力の向上を図っていくということで考えております。

○押切産業経済交流課総括課長 いわての県産品魅力拡大事業費についてでございますが、これは国の交付金に当たる分につきましては、伝統工芸産業の支援事業ということで、後継者の技術習得の支援でありますとか、伝統工芸産業の魅力を伝えるための普及啓発等に使おうとするものでございます。

具体的には、技術習得支援につきましては、若手後継者の技術習得、技術研さんを目的とした研修等について、デザイナー等を招聘した活動等を行う。あと普及啓発につきましては、小中学校、高等学校の子供たちに伝統工芸品のよさを若いうちからお伝えしまして、そして岩手の伝統工芸品に興味を持っていただく、それがひいては担い手の育成につながるというような取り組みをしようとしているものでございます。

○斉藤信委員 わかりました。それで、観光総務費にかかわって、新規のこともあるのですが、今年度、いわゆる割引旅行券とか、あとは商品券とか、かなりの規模で活用したのだと思いますが、これは現段階でどのぐらい活用して、その効果は、例えば県産品はどれぐらい売り上げが伸びているとか、宿泊客が伸びているとか、そういうことが現段階でわかる範囲で示していただきたい。

○平井観光課総括課長 いわてに泊まろう誘客促進事業の効果等についてでございますが、こちらの旅行券事業につきましては、6,000円のを3,000円割引で発行する旅行券、それから3,000円相当のクーポン割引をするもの、合わせまして27万2,000枚発行しているものでございます。

効果についてでございますが、旅行券を利用できるようになりました昨年6月から12月までの間で、本県全体での延べ宿泊者数は、前年に比べて約14万人泊の増となっております。旅行券利用による宿泊者数は約11万人泊でございますので、これを上回る効果があらわれているものと捉えてございます。

○押切産業経済交流課総括課長 県産品の割引販売でございますが、割引販売につきましては、インターネット販売3社と、あと実店舗販売としてアンテナショップ、主に東京いわて銀河プラザと福岡みちのく夢プラザでやってきたところでございます。

現在の進行状況でございますが、当初はインターネット販売の伸びがちょっと鈍かったのですが、おかげさまで、実店舗販売、いわて銀河プラザでありますとか、福岡みちのく夢プラザのほう为好調でございまして、インターネット販売のほうで余りそうな分を実店舗販売のほうに回すなどして、2月末をもちまして、ほぼ全部執行済みというような形になっているところでございます。

売り上げにつきましては、アンテナショップの例を申し上げますと、お客様は150%とか、福岡みちのく夢プラザでは200%を超えるというような時期もありまして、売り上げ自体も

かなり好調でございます。いずれにしましても、新規のお客様もふえたということもございますので、店舗販売、割引販売が終わった後も、その効果が来年につながるように取り組んでまいりたいと考えております。

○**斉藤信委員** わかりました。究極のばらまきのような対策で、ばらまきの効果は出ているということなので、それはそれとしたいと思います。

最後ですけれども、202ページの災害復旧費で中小企業等復旧・復興支援事業費補助、これはグループ補助ですね。今年度は37億円が減額補正ということになっていると思いますが、今年度十分に活用されなかった理由は何なのか。あと商店街の方々は、これから申請ということがあると思いますが、来年は、予算審議はまた別で、恐らく70億円ぐらいの予算だったと思いますが、今の段階で、今後の活用の見通しはどうか。これが第1点です。

第2点は、これまでの実績と、交付決定されたけれども、いまだに実際に再建できない状況というのはどうなっているのか。あとは繰り越し、事故繰越の状況はどうなっているのか示してください。

○**高橋経営支援課総括課長** まず、減額の事情ですけれども、こちらのほうで年二、三回公募を行って補助事業者を決定しております。前年度の秋ごろに、そのころの見通しで積算しておりますので、希望が多くてもできるだけ対応できるように積算をしております。実際、今だんだんふえてきているのは、お話があったとおり商店街のほうが多いのですが、区画整理が進んで土地のかさ上げが決まったところで着工というようなこともありますので、その状況を見て、今年度の最後、3回目に申し込もうと考えていた方々が来年度に持ち越すといったようなものがあります。あと、だんだん製造業者から商工業者に移ってきているので、1件当たりの事業費が少しずつ平均的には下がってきているというようなこともあります。我々も精度を上げなければならないですが、そういったような事情があって減額になっていると見ております。

来年度につきましては、今言ったようなことで、これからグループ補助金を使って商店街等の再建をするといったような計画、相談をいろいろ受けておりますので、そういったものが出てくると考えております。

それから、これまでの実績ですけれども、今年度3回目の公募が終わって、今審査中ですので、今年度分はまだ最終確定はしておりませんが、今のところ交付決定した事業者は1,322事業者、決定金額としては812億円になります。

それから、交付決定したけれども、着工できていないというところが確かにございます。それについては、グループを一つ組んで、早い段階で着工できる人がいるということになると、そのグループの皆さんが同時期に申し込み、再建場所が決まった方から着工していくのですが、かさ上げがまだ決まっていないという方は、同じグループでもまだ着工できていないといったようなことがあり、交付決定を受けたのだけれども、まだ事業完了していないという方が確かにございます。

それから、繰り越しの状況なのですけれども、平成27年度から平成28年度に繰り越すことについては、事業者のほうに、年末、年明けに実施状況をお伺いして、年度内に終わるかどうかが確認しておりまして、その時点では大体250社ほどが年度内完了は難しいということになっていまして、それが繰り越しになっていくという状況です。

○**斉藤信委員** これでも本当に最後にしますが、グループ補助の場合に、建設費の高騰等で、グループ補助金については、たしか6割ぐらいまでは増額になった分を見るということになっておりましたが、これは実際に見られているのかどうか。最初のグループ補助が決まって、まだという業者もいます。この間、大船渡市に行ってきたら、有名な夢商店街、あれは早々とグループ補助が決まったけれども、やっとあの人たちが独自に共同店舗を建てて移転するという計画になっているそうです。これは、何か計画をつくり直してやるという話も聞きましたが、その辺の状況はうまくいっているのか、具体的な件数などもあれば示していただきたい。

○**高橋経営支援課総括課長** 資材高騰で事業費がかさむといった場合に補助金額を増額するという制度は、確かにございます。そして、基本的に工事契約をまだしていなくて、見積もりの段階で事業費が高く上がりそうだといった場合に対象になります。もう工事契約をして施工しているものについては、本来の契約額がありますので、そこからなかなか増額というのはなくて、見積もりをとって、いざやろうと思ったら、どんどん上がってしまっただけで契約できないといった場合に、改めてきちんとその額を見ましょうということになっています。ですので、今交付決定を受けて全体的に見直しているという中で、実際に事業者と契約しているかどうかという、まだ契約されていない方が多いと思いますので、その部分の精査が必要になってきます。

あとは、1個1個のお店で直すのか、改めて共同店舗のような形で入るのかというところも含めて、いろいろ検討されていると伺っていますので、そこを含めていろいろ相談に応じながら対応していきたいと思っております。

○**ハクセル美穂子委員** 私からは、商工費の中小企業振興費の中の商工観光振興資金貸付金と、中小企業経営安定資金貸付金が減額の補正になっていて、先ほどの説明によりますと、ほかの低金利の資金が使われていて、前は使われなかったというような説明があったのですが、ほかに有利な資金があっても、ではこれは借りられないという状態であれば、それは来年度も続きそうな見込みと考えるらっしゃるのか。もしそうであれば、来年度この貸付金が使われるように、何か見直しとか改善を図るようなお考えがあるのかどうかお聞きします。

○**高橋経営支援課総括課長** 制度融資については、県で東日本大震災復興資金という被災地用に設けているものがありまして、こちらのほうは利率が少し低くなっています。ですので、被災地の方で、再建等、あるいは運転資金が必要だといった場合に、まずこちらのほうを考えているという方が多いということです。それから、もう一つ、政府系の金融機関でも、そういった被災地向けに利率をその分見ているというものがありますので、そう

いった部分があるのかなと思っております。ですので、県としては、こういった資金の利用が、使わないで済むか、ほかの制度資金、東日本大震災復興資金のようなもので対応できるというのであれば、それでも構わないと思っておるのですが、できるだけそういうニーズがあった場合に対応できるように枠は確保しておきたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** わかりましたが、この商工観光振興資金とか中小企業の資金は、被災地だけの貸付金ではないですよね。ということは、減額するのであれば、被災地以外の内陸部のほうの中小企業とかでも使いやすいように考えると、そういった観点はないのでしょうか。

○**高橋経営支援課総括課長** それとあわせて、今利用がふえているのは成長応援資金という県の制度資金なのですけれども、こちらのほうで従業員をふやすような事業計画だとか、規模拡大を考えるとやっているような方々の資金も用意しておりまして、そちらのほうの利用もふえていますので、そういったところで、中小企業者の方のニーズに応じていろいろ使い分けといたしますか、対応できるように設けていますので、そういったところで対応を進めていきたいと考えております。

それから、国の制度改正も一部あり、事業型のNPO法人も貸付対象者になったので、県でも改正して、実質秋からやっているのですけれども、もう何件か実績も出ていますので、そういったNPO法人にも使ってもらえるように対応していきたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** もう一つありました。先ほど斉藤委員がお聞きしていたいわでの県産品魅力拡大事業費なのですけれども、担い手の育成のために中学生に伝統工芸品に触れてもらってという御説明がありました。伝統工芸品に触れてもらう、その触れてもらい方が結構重要なのではないかなと私は思うのですけれども、伝統工芸品の完成品に触れてもらうのか、それともつくる過程を見ながら触れてもらうのか、どういう形で担い手育成を具体的に考えていらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

○**押切産業経済交流課総括課長** 普及啓発ということで、中高生向けに、例えばものづくりの関係でありますとか、歴史の関係でありますとか、学校を通じてパンフレットを児童生徒にお配りしているのですが、伝統工芸品関係については今までなかったということで、そういう部分について補正対応の分で配布、啓発を図ろうということでございます。

○**ハクセル美穂子委員** それは、こういう伝統工芸品が岩手県にあるのですよというパンフレットなのか、こういうところで将来働いたらこのようになるのだよというパンフレットなのか、どうなのですか。

○**押切産業経済交流課総括課長** 中身については、これから調整させていただきますけれども、まず岩手県には伝統工芸品、南部鉄器でありますとか、漆でありますとか、岩谷堂箆笥でありますとか、そのようなものがまずあるということをお知らせしながら、そこで働いている方々の声とかも挙げて、こういうのをやってみたいなというようなつくりになればいいと考えております。

○**名須川晋委員** 1点でございますが、子育てにやさしい企業というような岩手県の制度

がございますが、この中で、今手元に資料がないので、うろ覚えですが、商工のほうでも県単の利率の補助があったのは、こちらでよろしいか確認いたします。

○高橋経営支援課総括課長 制度資金の中で、その認定を受けた企業に対するもののお話だと思うのですが、対象がございます。

○名須川晋委員 予算特別委員会の総括質疑が割り当てられていまして、余り聞かないようにしていたのですが、要は子育てにやさしい企業という制度がございます、担当はこちらではないのはわかっておりますけれども、認証企業に対する0.05%の保証料率の引き下げは、県から借りる必要のない企業が子育てにやさしい企業という制度の認証取得をするときに、なかなかインセンティブとならないというようなことがあると思う。県からお金を借りなくても、そういう子育てにやさしい企業を取得できるような商工サイドの制度があれば、子育てにやさしい企業という制度を企業が非常に取得しやすくなると私は思っているのですが、商工サイドから何かいい方法がないものかどうか。質問の趣旨がおわかりの方がいらっしゃいますでしょうか。

○菊池副部長兼商工企画室長 子育てにやさしい環境づくりの中では、まさにおっしゃいましたように、福祉の世界もありますし、商工の世界もあります。商工側、いわゆる産業振興分野を領域としている我々の立場として、まず一つは、子育てにやさしい環境をつくれる企業体質をつくっていくということで、おのおの総合戦略とかそういったものでも触れておりますが、まずは企業の体質が変わっていくような、労働生産性とよく申し上げておりますが、そういった企業の力をつけていくということ。また労働サイドでもいろいろな、若者、女性にやさしい労働環境づくりに代表されるように、これは子育てについても、あるいはワーク・ライフ・バランスの観点からも、国、労働局と連動、連携して、いろいろな助成制度とか、そういったものを導入して、企業のそういった改善の取り組みについて支援する。これは、お金だけではなくて、いろいろな方法論、経営者、マネジメントする幹部の意識、あるいは組織としてのそういったワーク・ライフ・バランスや若者、女性に対して配慮する体質、意識の状況ですが、そういったものをつくっていく。実利的なお金の部分もありますし、ソフト的な取り組みも含めて環境づくりをしているところでございます。

多くの場合ですが、結果として具体的に何か取り組むときに資金が必要となれば、いろいろ資金制度がある中で、この県単融資制度の活用の中で有利に配慮された制度を使おうという、選択される方法論、手段としては融資制度が一つとしてありますけれども、それは、そのためにあるわけではなくて、むしろ商工労働観光部としては全体としてそういう環境づくり、企業の変革を進めながら、使えるツールも用意しておくというようにたてつけになっているという状況でございます。

○名須川晋委員 わかりました。御理解いただいたの御答弁だと思いますが、もう一度かいつまんで申し上げますと、国では、くるみんの制度がございます。そして、岩手県では子育てにやさしい企業というものがございます。この制度の認証を受けると、たしか0.05%

の県単融資制度の保証料率の引き下げの対象となり、10万円の物品納入とか、30万円以下の印刷業務の部分で優遇されるというようなことでございます。

このインセンティブがあるからこそ、子育てにやさしい企業という認証を受ける企業もあると思うのです。ただ、実際に県と取引がないとか、お金を借りる必要がないという企業も多数あるわけなので、商工サイドから、あまねく中小企業が使いやすい金銭的な優遇施策を提示していただきたいと思っておりますが、何かいい方法はないでしょうか。

○高橋経営支援課総括課長 具体的なインセンティブに関しては、今ここで何とも申し上げられない部分もありますので、中小企業振興計画をつくっている中で、そういう働く人たちの環境整備の取り組みも、中小企業としては会社が伸びるために、それから人に来てもらうためにも重要なことだということで、そういった部分の施策にも取り組んでいこうとしておりますので、これについては子育ての担当課と具体的にどんな施策があるのか、担当レベルではあるのですけれども、話はしております。それについては、引き続きそういったところを、今具体的に何とも申し上げられないのですけれども、その計画に基づく取り組みの中での検討課題とさせていただきますと思います。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、商工労働観光部関係の議案の審査を終わります。

この際、執行部から山田町NPO事案の再検証報告書について発言を求められておりますので、これを許します。

○菊池副部長兼商工企画室長 山田町NPO事案の再検証につきましては、これまで2度の県議会の決議を受けまして、県として再検証をすべしということに対応させていただきまして、鋭意事業を進めてきたところでございます。昨日この常任委員会での正式の御報告をする前に、全ての議員の皆様にあらかじめ御報告するというところで、昨日夕刻説明会という形で御報告させていただきました。今回は、改めまして正式に常任委員会に対して御報告するというところで、昨日の説明と重複しますけれども、一通り説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

山田町NPO事案の再検証報告について、御報告いたします。

初めに、1ページをお開き願います。去る1月15日に御説明させていただきましたとおり、平成26年3月に山田町災害復興支援事業等検証委員会が取りまとめました報告書の妥当性等について、2に掲げる5名の方を構成員として、新たな検証組織を設置し、改めて検証を行うこととしたところでございます。

2ページをお開き願います。4の組織の名称等についてでございますが、第1回会議におきまして、ごらんのような意見が箱囲み等であったとおり、構成員の皆様の御協議の結果、委員長や座長は置かないこととしまして、名称は、山田町NPO事案の再検証に関する有識者会議とすることとされたものであります。

同じく第1回会議におきまして、5の検証の進め方に記載しておりますが、さきの報告書の妥当性等について、おおむねア、イ、ウの三つの区分により検証を進めることとされたものでございます。

さらに、6でございますが、取りまとめとしましては、去る2月22日に開催いたしました第3回会議におきまして、構成員の皆様に御協議いただき、会議におけるさまざまな意見を今後の補助事業の適正執行に向けた対応等に生かしていくため、結論を一本化することにこだわらず、多様な意見を反映した報告書として取りまとめることとされたものでございます。

3ページに参ります。まず、今回の検証結果の総論（まとめ）といたしまして、構成員の皆様が一致した見解として、3点示させていただいております。

初めに、①でございますが、お手元にさきの報告書はございましたでしょうか。お手元に置かせていただいております、先ほど申し上げました26年3月のさきの報告書の28ページのほうをお開き願いたいと思います。平成26年の報告書におきまして、緊急雇用創出事業の適切な執行管理のあり方として、そのページの中段一つ目の丸印でございますが、読み上げますと、補助事業において、不適切な執行が懸念されるような、“兆候”があった場合、通常の場合でない“十分な注意”に基づき、対応すべきであるといったことの指摘。また、29ページの下から7行目でございますが、県は、補助事業者として、この補助金の目的を達成するため、間接補助事業者である市町村を適切に指導する役割と責任があるなどといった指摘がございます。これは、今回の有識者会議における意見と重なり合う部分が多くあったものと事務局としては受けとめてございます。

こうした報告書の内容を踏まえまして、恐縮でございますが、今回の報告書の3ページに戻っていただきまして、囲みの部分の①の記載となっております。さきの報告書の妥当性については、検証結果としては概ね妥当であったと認められるとされているところでございます。

次に、②でございます。通常の処理とそうでない場合に区分した内容整理となっていたさきの報告書について、やはり外部に違和感を抱かせる結果になったと考えるという各構成員の一致した見解である旨、示させていただいております。

さらに、③でございます。現在、県では補助事業等の適正化に向けた取り組みを進めて

いるが、有識者会議における意見等も参考として、引続き再発防止に取り組まれることを期待するとまとめておられます。

これら大きく、構成員5名の方々の一致したお考えとしてまとめていただいたものを箱囲みで示させていただきましたが、あわせて以下にはアからオまでの主な論点で今回の検証において各委員の方々が交わされた、あるいは示された御意見についてまとめているところがございます。

特にこの中で、今回の検証過程で構成員の皆様が特に多く意見、見解を述べられたところは、イの御蔵の湯の関係でございます。御蔵の湯の完成時などを契機として、リース契約の妥当性の観点から踏み込んだ対応をとるべきであったという御意見や、リース契約の妥当性については、リース契約とするには無理があったとする意見がある一方、御蔵の湯が応急仮設建築物であることなどから補助対象として認めたこと自体については非難できないなどの意見もあったところがございます。そういったものを、意見のあったとおり記載させていただいているところがございます。

次に、オの欄の法的責任等についてというところがございますが、構成員の皆様から法的な意味での県の責任は認められないとする意見が多くございました。その上で、県には損害賠償のような法的責任は認められないという考え方がある一方で、山田町を監督しなければならなかったという注意義務違反の責任があったのではないかとといった指摘があったことなども記載させていただいております。

なお、アからウまでの参考文献に関する意見の詳細につきましては、後ろのページの7ページから8ページまでに記載させていただいておりますので、後で御確認いただければと思います。

次に、4ページをお開き願います。4ページから6ページまでにかけては、構成員の方々から最終的な検証のまとめと申しますか、そういった総括的な御所見を述べていただいております。それについてお一人お一人の御所見を箱囲みで整理して記載させていただいております。詳細の説明は省略させていただきます。

以下、9ページから13ページまでは参考資料でございますが、この事案の概要を改めて掲載させていただいております。前回報告書からの抜粋で主要なところを挙げております。同じく14ページには、会計検査院からの26年度の決算検査報告のうち、本事案にかかわる部分の抜粋を掲載しておりますし、15、16ページには、冒頭申し上げました本議会における2度の決議の内容、そして17、18ページには会議の設置等についての資料とさせていただきます。

以上、報告書について御説明させていただきました。よろしくお取り扱い願います。

○高橋但馬委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際、何かございませんか。

○千葉伝委員 今回の第三者委員会での報告であります。そもそもの話からすれば、昨年、私ども県議会が3月と11月、決議を出させていただいているわけでありまして。それに対して、前回の検証委員会は、県の関係者が半分以上を占めていたということで、その検証結

果は先ほど出ているということです。それと、今回の第三者委員会ということで、全く県の職員等が入っていないわけであります。そういったことからすれば、第三者として捉えて構わないのかなとは思っていますが、それを検証するための前提となる物事が、最初の検証委員会の中身に基づいてそれを検証するというようなやり方になっているのではないかと。ということからすれば、そもそも、県議会の決議した内容に書いてあるとおり、いわゆる検証委員の大半が県の職員で構成されたことによる客観性の欠如という部分もあるということ、第三者委員会で検討すべきという決議をしたということなので、その部分がどうも私からすれば腑に落ちないというか、今回の第三者の検証委員会の進め方の中で気になるところ、このように思います。そういうことからすれば、当局のほうでは、私の今の考え方に対してどういう捉え方をしていますか。

○菊池副部長兼商工企画室長 県議会における決議ということで、委員御指摘の第三者的な視点が欠如していた、そういった指摘の中で、結果としてさきの検証委員会における検証報告に妥当性があるのかというところが大きな論点になったというのが前議会の議論でございまして、その検証委員会が提出した報告書が本当に妥当なのかというところが大きな焦点が当てられたものですから、それが妥当か否かということが一つの主要テーマとなる再検証ということで受けとめております。

また、先ほど大きな区分でア、イ、ウという三つの論点、主要な議題、検証ポイントといたしますか、そういったものを設定させていただいていることの説明、資料でございまして、これも大きな焦点となって、議会で交わされた議論でございました。

そこを踏まえまして、前回の検証委員会の報告書の妥当性及び議会でいろいろ議論された主な論点等を、まずは主要なテーマとして検討いただくというのが作業として適切な対応であったのではないかとはいえますが、いずれにしましても、有識者会議の皆様は検証の進め方を含めて御議論いただいて、この3回の委員会をやってきた経過がございまして。

有識者会議の皆様には、このメンバーを御承認いただく際の事前説明でいろいろ伺っておりまして、その際には、この2回の議会の決議の内容はもちろんのこと、前回の報告内容あるいは、山田町の報告書、さらには議会での質疑のやりとりについてもお示しした上で御承認いただき、メンバーとなつていただいた上でのこの有識者会議の展開でございましたので、5名の先生方から、まずもってこの妥当性はいかにという切り口から改めて検証いただいたと思っておりますし、大きな焦点として三つの論点を注目点といたしますか、議題として選ばれたことについては、やはり議会の経過を見ての御判断ということで、それを受けての報告書と我々事務局は受けとめているところでございます。

○千葉伝委員 県のほうからすれば、自分たちがやってきたことに対して最大限のことはやってきたと、こういった中での出来事だと、こういうことでまとめられているような気がするのですが、いずれにしてもこの検証結果の総論ということで、検証結果として先ほどの論点、検証の進め方と、一つは、短期間で検証を進めることとなるためということで、そうせざるを得なかったというような表現になっているわけですが、これは去

年の3月に私ども議会の決議があったことからすれば、1年とは言いませんけれども、かなりの期間がたっているわけであります。その間に、検証委員会のような場に、私どもの県議会からも委員を出してくれないとか、実はあったわけでありますが、それはちょっと違うのではないかと。私ども県議会の立場からすれば、皆さん、あるいは第三者委員会から出されたものに対して議会として対応するのが本来の姿だろうということで、お断りしたというのが当時の話であります。いずれ短期間でやったということで、突っ込んだ中身の検証がちょっとできなかったのかなと、そういう思いで私は聞きました。それはそれとして、今の話はわかりました。

ここに検証結果として、概ね妥当であったと、この表現なのです。よくあるのは、概ね良好とか概ね妥当というような言葉は、すごくいいほうに捉えるというか、ほとんどよかったのかなというような言葉で、ここに結果が出されているのではないかと私は思います。検証結果とすれば、下のほうにそれぞれの委員の考え方が出てはいるけれども、私からすれば、概ねというのは、ではどこまでが概ねかと。7割が概ねなのか、5割以上がよかったから概ねなのかという話になると、通常は8割ぐらいがとか、私の頭の中の考えはそんなのです。だから、そこを検証の表現として、概ね良好で本当にいいのかと。やはり、きちっと検証結果としての問題点というのを並べた上で、それが検証結果の報告になるのではないかと私は思いました。

第三者委員会の捉え方ということからすれば、責任追及を行うということで、内部でやったのは第三者からというか、一般の県民からすれば、何だと、手前みそではないかと。今回もそうですし、民間の中でもいろいろな不祥事があった場合は、第三者委員会というのをつくってやっている。その第三者委員会の位置づけという部分が、やっぱり自分たちの会社とか、どこかの組織とか関係のないところから、しっかりと客観的な見方をしてもらって、答えというか、どこに問題点があったということを指摘してもらう。それをほかの人が見て、ああ、こういう問題があったのかと。だったら、その問題点に対して第三者委員会のほうからも、今度はその後の、いわゆる県のほうが今後どう対応すべきかというような、そのところまで私はもうちょっと踏み込んだ内容が出てよかったのかなと思います。一部は出ていますけれども、その部分がしっかりとした第三者委員会の位置づけとして、責任追及を行った上で、二度と不祥事を起こすことのないような再発防止策というところまで、きちっとここに述べるべきだったのかなと私は思っております。そういったことからすれば、どうも私はちょっと弱いところがあるのかなというような感じでしたが、その点についてお聞きします。

○菊池副部長兼商工企画室長 これまでの経過について委員からお話がありましたので、若干当方の対応について御説明を申し上げます。

2度の決議をいただいた後の経過ということで、これは今だから申し上げますが、会計検査の動きがいろいろあったものですから、あるいはこの件は刑事事件としても取り扱われているということで、なかなかその途中において、何らかのしっかりとした結論めいた

ところまで持っていくような対応は難しいということで、その間においては、昨年有識者の方、弁護士等、法曹界等の方々から、いわゆる所見をいただくプロセスを踏んできております。

この件につきましては、まさに委員が最後のほうでおっしゃられましたように、再発防止に向けての取り組みを、当然ながら、1回目の検証報告でまとめた再発防止もそうでございますし、1回目の検証委員会でやっているプロセスにおいても、既に再発防止策はいろいろ講じてきているところでございますが、さらにさらにとということで、二度とこういったことが起きないような再発防止策の徹底研究といいますか、そして迅速な再発防止策を打ち出していくということのプロセスにも重要なことでしたので、そういったこれまでの経過の中で、有識者からの御所見などもいただいて対応してきたところでございます。

刑事事件のほうが大詰めを迎えて、方向性が見えてきました昨年の冬に、いよいよ第三者検証委員会を組織したいということで、いろいろ調整を始めたのはそのとおりでございます。その結果5人の法曹界あるいは行政分野等に精通した方々に御承認いただいて、会議を始めたのはこの年明けということです。確かにタイトな期間でございますが、先ほど申しあげましたように、十分に事前に説明させていただきましたし、経過においてもいろいろ説明させていただき御理解いただいた上で、それぞれの方々のそれぞれの見識といいますか、お考えで御意見を賜ったと思っております。

このまとめ方につきましては、先ほども申しあげましたように、この5人の方々に何か一本の方向性を出すということをお考えになったプロセスもあったと思いますが、なかなか難しいということで、それぞれの意見を出すので、それをまとめなさいというような会議からの対応方針が示されましたので、御案内のとおり、資料の中身はそれぞれの方々の御意見を、テーマごとに整理させていただいたのが実際でございます。

まとめとしましては、これも先生方の御意見でございます。いただいた御意見がどのようにまとまるかということ、実はぎりぎりまで5人の先生方と確認作業をさせていただいて、このようなまとめというところまで来ておるものでございまして、そういったことから申し上げますと、5人の有識者の方々が述べられたままの意見という形で、この報告書がまとまっているということで御理解いただきたいと思っております。

○千葉伝委員 いずれ総論としてのまとめの部分が、ちょっと私が気になったということで、下のほうにそれぞれの意見が載っているわけです。それを一つのものにまとめるというのはかなり厳しいということで、並列的な意見が述べられています。これを見ると、まさに、それぞれのところに問題があったということなので、ちょっと考えると別な関係でD I Oジャパンの問題があるわけですが、そこが県の行政、国がかかわる、あるいは市町村、事業実施主体という関係からすれば、どうも似た構図だということで、国の責任、県の責任、そして事業を実施した市町村、事業主体それぞれの責任というのが私は指摘されているだろうと思っております。

そういったことからすれば、D I Oジャパンと同様にこれからの取り組み姿勢として、

今回の検証委員会の委員の皆さんからの意見というのは、貴重な意見として捉えた上で、そしてしっかりと対応することを我々のほうにも、あるいは県民にもわかるような形で示していくこと。その結論（まとめ）の一番下に、引き続き再発防止にしっかりと取り組まれることを期待すると、ここの部分が今回の検証委員会の結果として、皆さんがしっかりとやらなければならないことだろうと思いますので、そこはぜひ頑張ってください。何かありますか。

○菅原商工労働観光部長 総論（まとめ）のところにも、検証結果としては概ね妥当と書きながらも、有識者会議として、引き続き再発防止にしっかりと取り組んでくれということとで結ばれてございますので、今後におきまして、有識者会議におけるさまざまな御意見がその後ろにも載ってございますが、こういったことをどのように具体的な取り組みに生かしていけるかということを検討しながら、引き続き再発防止に向けた取り組みを進めたいと考えております。

○斉藤信委員 それでは、山田町NPO事案の再検証報告書について質問したいと思います。

会計検査院の調査報告書が出て、県が第三者委員会を県議会の決議に基づいて設置して調査したということは評価したい。同時に、中身を見ると、この検証委員会は1月28日に第1回をやって、第3回が2月22日、2カ月もたっていない。やったのが、たった3回。そして中身も、この総論のまとめというのは、私はかなり無理があったと思います。それぞれの意見を丁寧に見ると、かなり具体的な問題が厳しく指摘されているのに、総論のまとめでは、検証結果としては、概ね妥当だと認められるというのは、これは全然一致しませんよ。そういう意味では、まとめないと言いながら、こうやってまとめたということがおかしいと思います。中身的には、わずか2カ月足らずで、たった3回の検証だったということを含めて、極めて不十分なものになった。このことは、率直に私は指摘しなくてはならないが、十分な検証がなされたと思いますか。

○菊池副部長兼商工企画室長 検証結果としては、概ね妥当であったと認められるということの中身の問題でございますが、これはさきの委員会が提出した報告書の内容について、その検証の中身の妥当性を、概ね妥当という形で述べられているものでございまして、それにつきましては、どの程度の時間云々ということの多寡はあると思いますが、この5人の有識者の方々に非常に精力的に研究していただき、御議論いただいた結果でございますので、これ以上のものを我々事務局としては有識者の方々に求めるものはないと思っております。

○斉藤信委員 率直に言って、5人の方々の総括的所感というのが出ています。それぞれ丁寧に読みましたが、みんな厳しく指摘しているのです。例えば、内田弁護士は、次のように指摘しています。通常の処理としては適切であったとのまとめには違和感がある。さらに踏み込んだチェックが義務となる。リースの実態がないことまでを確認することができた。そうすれば、平成24年度の目的外支出を防止できた。

竹中弁護士は、責任逃れに見える指摘した上で、次のように言っています。少なくとも御蔵の湯が完成した段階で県が別の対応をとっていれば、被害は最小限に食い止められていたと考える。NPO法人が受託者として不適格だった。県に注意義務違反の責任がある。山田町から提出された実績報告書を調査確認しなければならなかったとする会計検査院の指摘は、今般の事案にも当てはまると、このように言っています。

田村氏は、次のように指摘しています。県は市町村に対して補助金を交付した後、補助金が契約どおりに使われているかを何らかの形で確認する必要がある。県は、市町村に対しては補完機能を積極的に果たして行く必要がある。いわば震災の直後の本当に人材のいない、そういう沿岸市町村に対して、沿岸市町村の中途半端な問題のある報告書をそのまま認めるような監査ではだめだと言っているのです。

山内氏は、次のように指摘しています。通常処理としては適切であったと結んでいる部分は違和感がある。一番残念に思うのは、税金を適切に執行できなかったということである。山田町は事業主体であり間接事業者、県は補助事業者として、それぞれの責務を果たす必要があった。特に平成23年度の完了確認は、事案発覚後に再調査を行ったレベルで実施しなければならなかったと考える。

山口氏は、次のように指摘しています。言い訳に見える書きぶりのために印象がよくなかった。県の責任をゼロにしては県民の納得が得られないであろう。責任については、道義的責任、政治責任、行政責任、改善責任など法的責任に限らずさまざまなものがある。平成23年度事業の完了確認について、確認に時間を要するのであれば交付決定を留保して繰越明許や事故繰越とする方法もあったと考える。平成24年度事業の認定も留保できたのではないか。

ここまで指摘していて、そして総論のまとめで、検証結果としては概ね妥当だったと、何でなるのですか。私は、無理してこういうまとめをしたと思います。5人の意見をそのまま報告するのだったら、そうしたらよかったです。5人の意見、私はそれぞれ大事なところを紹介したけれども、今紹介した総括的所見が、何で概ね妥当ということになるのですか。私は大変違和感を持ちました。どうですか、簡単でいい。

○菊池副部長兼商工企画室長 先ほども申し上げましたが、今委員に御指摘いただいたさまざまな論点につきましては、前回の報告書においてもおおむね同様の記載がございます。そういった問題点の指摘は、前回の報告書で指摘を受けているところがございます。それについて、改めてこの検証委員会で、結果として今齊藤委員がおっしゃったような、前回の検証委員会で指摘されたことが、改めて浮き彫りになったということがございます。

それについて、個人名を言って申しわけないのですが、これは田村委員、有識者会議の委員の一人から、概ね妥当ではないかという御発言があったこともあり、各委員とも中身については妥当ではないかと。ただし、②のほうで、ここについてはいかがなものかというような流れといいますか、議論になっているということ整理させていただいたものでございまして、先ほど来申し上げましたように、この記載内容につきましては、ぎりぎ

りのところまで5人の有識者の方々に御確認いただきまして、その結果、こういった報告書にまとめさせていただいたものでございます。御了解いただきたいと思います。

○**齊藤信委員** 岩手県の平成26年3月3日の検証委員会の報告書は、県の責任を認めなかったのです。極めて不十分だったのです。指摘されたように、通常の事務処理としては適切だったとか、責任逃れに終始した。だから県議会は、この報告書ではだめだと、第三者がきちんと検証しなさいと。ところが、この検証報告書が、そういう全体が妥当だったとなったら、これはかみ合いません。私は、実際に5人のそれぞれの方の総括的所見から見ても、それを無理に概ね妥当というこの総論、まとめというのは一致していないと、ここは率直に指摘しておきたいと思う。

そこで、わずか3回の検証ですから、限界があったと思いますが、三つの区分で検証したということは、確かにこれは中心的な問題でした。そこで、私は改めて言いたいものけれども、平成23年度補助事業の審査及び進捗管理は何が問題だったか。実は5回、この事業計画が変更されたのです。そして、第4回は12月に5,000万円、そして第5回は1月25日に1億6,900万円の増額補正だった。これは、実際は中身がなかったのです。私は、働いている労働者にも聞きましたけれども、実は平成23年12月の賃金は未払いだったのです。いわばその当時、前払いで事業が行われているのです。前払いの事業費を全部使って、12月は給料が未払いだった。そのときに5,000万円が出て、働いている労働者に賞与まで出たのですよ。要求したら、補正で簡単についた。訴えられたあの代表がうそぶいたのです。

そして、一番重要なのは、1月25日に1億6,900万円の増額補正なのです。これは雇用人員が一人もふえなかった。大体1月25日というのは、その年の事業費を精査する時期なのです。減額補正があっても、本来増額補正などはあり得ないのだ。そのときに、雇用人員がふえないのに1億6,900万円の増額補正をしたのです。これは、実質不足払いだったのです。第4回と第5回というのは、そういう使い切った事業費の不足払いだった。1月25日、実はこれは県との関係は3月25日になりました。県がミスをしたのです。こんなでたらめな、平成23年度から使い切って不足になっていた状況で5,000万円、1億6,900万円の不足払いの増額補正を認めた。ここに私は一番県がチェックすべき責任の問題があったと思います。その点について、現段階で私の指摘にどう答えますか。

○**菊池副部長兼商工企画室長** 報告書にかかわる再検証の過程における議論という形でお答え申し上げますと、委員が御指摘のようなおかしな面と申しますか、疑問、あるいは明らかに精査すべき時期といったようなものが出てくる時期があっただろうと。それは、前回の報告書でいうと、兆候というような言葉を使わせていただいていると把握しておりますが、そういった兆候があった際、あるいは、そういったものに気づいた時点で、しっかりと踏み込んだ指導等、対応をすべきであったという指摘をいただいているところでございます。

○**齊藤信委員** 残念ながら、今度の検証委員会は、現地調査がなされていなかった。恐らく現場で働いていた労働者の聴取とか現地の調査をしたら、私はもっとリアリズムで、こ

の県の平成23年度の事業計画の審査、進捗管理の問題点というのが浮き彫りになったと思います。

二つ目の論点は、御蔵の湯です。これは、極めて重大な今回の問題の転換点になったと、私は一貫してこのことを指摘してきた。実は、この御蔵の湯というのは、11月の段階で県の担当者が、これは建設工事ではないかと疑いを持って、これを県の本庁にも報告して確認した経過があるのです。ところが、この御蔵の湯は2億円を使って建設されたと、落成式のとときに町長がそのように御挨拶をした。リース、材料費、組み立て費、三つのごまかしの論理で、これが認められたのです。私はこのときにきちんと、このでたらめさをはつきりさせていたら、平成23年度の乱脈経理というのも、ストップできたのだと思います。御蔵の湯の建設をリース料という形で認めた、そこに私は県のチェックの重大な問題があったと思うけれども、いかがですか。

○菊池副部長兼商工企画室長 この有識者会議における検証においても大きなテーマとなり、焦点となった事項でございます。委員の御指摘のとおり、この御蔵の湯の扱い、そしてまた先ほども申し上げましたように、そういった兆候、あるいは気づいた時点で対応すべきことがあったのではないかと御指摘を受けているところでございます。

○斉藤信委員 指摘を受けたというだけでは、私は済まない。実は、この問題については、御蔵の湯は補助事業の対象にならないと、一度、県は町に述べているのです。巻き返しがあって、トップ同士の話があって、これを認めることになった、こういう経過があったのです。それはどういうことかという、これは山田町の文書ですが、4月19日、宮古地域振興センターから山田町に、大雪りばあねつとは建設土木事業に該当するため補助対象外となる、県庁から回答があったので連絡する。それで山田町は返そうとしたのです。しかし、これでは困るというので、トップ同士が話をして、4月23日ですけれども、その後4月25日ですか、県と山田町で4項目の合意を交わして認めるというごまかしをやったのです。そのごまかしというのは、御蔵の湯というのは、リース料及び材料費で組み立てられるものであるから補助対象になる。御蔵の湯の建物の所有者は、オールブリッジである。建設土木事業ではない。そして、浴場整備は財産取得に当たらないと、こういう確認です。

この4項目は、こういうことで回答を下さいと県が町に求めたのです。回答したら認めますよと。こんな出来レースを御蔵の湯でやったのです。所有者がオールブリッジというのだったら、オールブリッジの実態を調べなければだめではないですか。オールブリッジというのは、全く存在しない架空会社だったのです。オールブリッジが発注した形跡がないのです。大体、所有者と言っているオールブリッジは落成式にも出ていないのだから。

私は、御蔵の湯の問題というのは、山田町の責任は重大だけれども、県が一緒になってこれを認めてしまった。ある意味では、共同責任が発生したと思います。そういう指摘はありませんでしたか。そういう責任は現段階で感じていますか。

○菊池副部長兼商工企画室長 まさに今委員が御指摘のとおりのやりとりについて、有識者の方々に意見が交わされております。リースとしての実態があるのか、あるいはリース

としてみなし得るのか、みなし得た、その判断をしたのはどこなのかといったような意見があったところでございます。それらについて、しっかりと、その時点で対応すべきであったという御指摘を受けているところでございます。

これは、検証の問題とは別に、後段で委員からいただいた、今どう考えているかということでございますが、今こうしてこの一連の経過と2回の検証会議の指摘、検討の結果ということで私なりに受けとめておりますのは、やはりしっかりとそこでチェック、気づくべきであったと私は感じております。

○斉藤信委員 三つ目の論点は、平成23年度の補助事業の完了確認及び平成24年度補助事業計画の審査なのです。実は、平成23年度の完了確認を県は12月28日、3月15日にやりました。そのときの中身はこういうことです。現金出納帳や支払伝票が確認できない。考えられますか、4億7,000万円という事業をやりながら、現金出納帳、支払伝票が確認できないと。これは3月の段階ですよ。それが、完了確認を通っているのです。

しかし、ここで参考人質問をやりましたね。私は、3月31日、完了確認はやったのか、当時の復興局長に聞きました。文書はそうになっています。やっていないというのです。3月31日に完了検査をやっていないと。この完了確認は4月、5月に延びてしまった。そのときに山田町の総務課長は、これではまともにできないから人を配置してちゃんと指導すべきだと進言したけれども、当時の町長はそれを却下した。こういう経過が参考人審査で明らかになりましたが、とてもではないけど、まともに完了確認できるような、事業費を執行できるような体制でなかったということを県はわかっていたにもかかわらず、これを通してしまった。

そして、同じ時期に7億円余の24年度事業費を内定したのです。現金出納帳や支払伝票も経理能力もないこういう事業者に、7億円の次年度の事業費を内定した。二重三重に県のチェックが全く甘かった。そして、それが傷を広げたというふうに思うけれども、これはどのように検証され、そして県はどのように今受けとめているでしょうか。

○菊池副部長兼商工企画室長 有識者会議においても、この平成23年度から平成24年度に切りかわる時期といいますか、まさに完了確認の時期と次年度の対応のところが、やはり先ほどと同じように、御蔵の湯と同様に大きなテーマとなりました。これにつきましては、いろいろな復命書等、当時の資料等もごらんいただき、実績報告等の資料も有識者の各委員から資料を求められ、私どもで御提示し、それらを踏まえて御議論いただいたところでございます。その結果、具体的には8ページ等書いているとおりの各指摘がございました。

○斉藤信委員 私は、そういう極めて具体的な県の責任を改めて指摘しましたが、実は平成26年3月の報告書には、こういう責任が明記されていないのです。だから決議が上げられて、第三者できちっと検証すべきだと。今回の検証委員会でそういう指摘があったというのだったら、何で概ね妥当だったなどということになるのですか。なるわけがないでしょう。私が今指摘した三つの点というのは、極めて重大な県の進捗管理、完了検査にかか

わる大問題だったと思います。平成26年の報告書は、そういう問題点、責任が指摘されていますか。

○菊池副部長兼商工企画室長 再検証有識者会議の5人の有識者の方々の御議論の結果として、5人の方々の見解がこのようにまとまったものでございますので、これにつきましては、私ども実務的に事務作業をした者としては、この取りまとめのコメントについてのそれ以上の考えは申し述べることはちょっとできないのですが、ちなみに、妥当であったとしているさきの報告書にどのような記載があったかということについて、確認しているのは……。

○斉藤信委員 報告書は述べているかと聞いている。私が聞いたことについて、教えてください。

○菊池副部長兼商工企画室長 28ページ及び29ページの記載内容を主な根拠として、有識者会議の先生方はおっしゃっていると受けとめております。

○斉藤信委員 この報告書が極めて不十分で、県の責任も認めず、反省もないから県議会は決議を上げて再検証になった。私は、5人の方々の総括的な所見はまともだと思います。だから、総括的所見はまともなのだけれども、総論のまとめで、このように歪めたらおかしいのではないかと言っているのです。

私は最後に言うのですけれども、この事件は、残念ながら大雪りばあねつとを重用し、それを受け入れたのは山田町長だったのです。私はそこに第一義的な重大な責任があったと思います。これは、当時の町長を参考人質疑して、私たちもそこをしっかりと確かめました。

3月25日に大雪りばあねつとの代表が山田町に行って、翌々日には県の肩書きをつけて使ったのですから。そして、4月の早い時期に県の社会福祉協議会の専務が、あのNPOはほかのボランティア団体といろんな問題を起こしているから、北海道に帰ってもらったほうがいいと進言した。その声を聞かなかったのです。そして、本当に重用して、任せて、こういう問題を起こした。

もっとひどいのは、この代表の履歴書を提出させなかった。信じがたいです。NPOの実態も調べなかった。大体何千万、何億円の事業ができるような団体でなかったというのは、NPOの実態を調べればすぐにわかったのです。北海道の団体に問い合わせをするだけですぐわかった。

私は、そういう意味で山田町の責任というのは本当に重大だったというふうに思うけれども、しかし実際に事業が進んだときに、そこにきちっと進捗管理をして、完了検査をして、そして不当なものがあたら歯どめをかけると。残念ながら、県のその責任、役割が果たされなかった。私は、今回の検証、一番の問題はそこなのだと思います。結果的に6億7,000万円を山田町は自腹を切って返還する。今回の会計検査でも1,700万円ですか、さらに追加して返還を求められたのです。本当にこの問題というのが極めて重大な傷跡を残したし、今も残しているのです。

そういう結果に対して、県は真摯に向かい合って対応しなくてはならない。検証報告でも言っていますよね、山田町だけが悪いということにはならないと。法的責任という点では簡単ではないかもしれないけれども、私は県が政治的な責任、行政的な責任、しっかり認めて、今後のさまざまな対応に当たる必要があると思うけれども、最後、部長に聞いて終わらしましょう。

○菅原商工労働観光部長 委員のおっしゃるとおり、さまざま厳しい御指摘も受けたところでございます。こういった各有識者の方々から頂戴いたしました御意見につきまして、今後県としてどのように具体的な取り組みとしてやっていけるかということを中心に検討しながら、引き続き再発防止、またこういったことが二度と起こらないようにしていくことが重要だと考えておりますので、そういった取り組みを今後も進めてまいります。

○高橋但馬委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって商工労働観光部関係の審査を終わります。商工労働観光部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、教育長から発言を求められておりますので、これを許します。

○高橋教育長 昨日の本会議におきましても、教職員による不祥事についておわび申し上げましたが、先月八幡平市の中学校教諭が逮捕された事案について、その内容と今後の対応等について御報告をさせていただきたいと存じます。

この事案は、八幡平市内の中学校に勤務する38歳の男性教諭が本年1月下旬ころ、被害女性が18歳に満たないことを知りながらみだらな行為をしたとして、青少年のための環境浄化に関する条例違反の容疑で2月14日に逮捕されたものでございます。当該職員は、いまだ拘留中であり、接見の実施も制限されておりますことから、十分な事実確認を行うことができない状況にはありますが、八幡平市教育委員会からの情報では、本人はその事実をおおむね認めております。

今後刑事手続の状況なども注視していく必要がありますが、事実とすれば、教職員として絶対に許されない非違行為であり、事実関係を精査した上で厳正に対応する考えであります。

東日本大震災津波からの学びの復興や学校教育における人材育成、いじめ問題への対応など、さまざまな課題解決に向けて取り組んでいる中で、再度このような不祥事が発生いたしましたことにつきまして、この場をお借りして心からおわびを申し上げます。

県教育委員会といたしましては、改めてこのような事態を深刻に受けとめつつ、市町村教育委員会とともに再発防止に努め、県民の皆様の信頼回復に全力で取り組んでまいらる所

存でございます。大変申しわけございませんでした。

○高橋但馬委員長 次に、教育委員会関係の議案の審査を行います。

議案第84号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第5号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち教育委員会関係、第11款災害復旧費、第6項教育施設災害復旧費及び第2条第2表繰越明許費補正中、第10款教育費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○田村教育次長兼教育企画室長 議案第84号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第5号）について御説明を申し上げます。議案（その4）の8ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、教育委員会の所管に係るものは、10款教育費のうち1項教育総務費から7項保健体育費までと、9ページの11款災害復旧費のうち6項教育施設災害復旧費でございますが、これらは事業量の確定や国庫支出金の確定に伴う整理などのほか、国の補正予算に呼応した予算の計上などによるものであり、全体として1億8,770万円余を減額しようとするものでございます。

補正の主な内容につきましては、便宜、お手元の予算に関する説明書により御説明申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、予算に関する説明書の178ページをお開き願います。なお、説明欄の主なものについて御説明申し上げますが、金額につきましては省略させていただきますので、御了承をお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の一番上の管理運営費は、過年度に受け入れた国庫支出金の返還等に伴う増額であり、一番下の幼稚園等の複合化・多機能化推進事業費補助は、市町村の事業の計画変更に伴う増額でございます。

179ページに参りまして、4目教育指導費の上から五つ目の児童生徒健全育成推進費は、災害対応に係るスクールカウンセラー等配置事業などの国庫委託事業の確定等による減額であります。180ページをお開き願います。一番下の障がい児希望実現推進事業費は、障がいのある子供が自立し、希望する進路の実現や地域社会への参画を推進するため、国の補正予算を活用して、県立特別支援学校での授業改善に要するICT環境を整備しようとするものでございます。

次に、少し飛びますが、185ページをお開き願います。4項高等学校費の4目教育振興費でございますが、恐れ入りますが、次の186ページをお開き願います。上から二つ目の公立高等学校等就学支援金交付事業費及び次の奨学のための給付金支給事業費は、支給対象者数の確定等に伴う減額であり、最後の高等学校生徒等修学等支援金国庫返還金は、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例交付金など、国の交付金を受けて造成した高等学校生徒等修学等支援基金を財源とする県事業の終了に伴い、基金の残余额を国に返還するものであり、返還額の確定に伴う減額でございます。

次に、5目学校建設費でございますが、上から三つ目の校舎大規模改造事業費は、県立高校の実習棟などの耐震診断経費について、国庫財源の活用により平成28年度分を前倒し

で実施しようとするための増額でございます。

187ページに参りまして、5項特別支援学校費、1目特別支援学校費でございますが、三つ目の施設整備費は、県立盛岡となん支援学校の移転整備に係る本年度事業費の確定見込み等による減額でございます。

189ページをお開き願います。6項社会教育費、1目社会教育総務費でございますが、下から二つ目の学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費は、市町村の委託事業の確定見込み等による減額であり、2目文化財保護費の二つ目の文化財保護推進費は、被災した市町村の博物館が所蔵する文化財等の修復や安定的な保管に要する経費などの確定見込みによる減額でございます。

190ページをお開き願います。一番最後の明治日本の産業革命遺産インタープリテーション推進事業費は、国の補正予算を活用して明治日本の産業革命遺産の理解増進、情報発信に取り組もうとするものでございます。

次に、192ページをお開き願います。7項保健体育費、1目保健体育総務費の三つ目の県立学校児童生徒災害共済給付金は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく県立学校の児童生徒に係る災害共済給付金の給付見込みによる増額であります。193ページに参りまして、3目体育施設費のうち一番上の管理運営費は、県営体育施設の指定管理委託料の確定見込みによる増額でございます。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、議案（その4）に戻っていただきまして、20ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の表中、教育委員会の所管分は10款教育費に係る6事業、2億4,403万5,000円でございます。これら繰越事業は、市町村の行う認定こども園整備に対する補助、県立高等学校の実習棟などの耐震診断、県営体育施設の改修など、計画の調整に不測の日数を要したこと及び国の補正予算に対応する事業の実施などにより平成28年度に繰り越して執行しようとするものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 178ページ、いわての学び希望基金奨学金給付事業、これは62万9,000円の減額になっていますが、今年度の実績見込みを示してください。

○菊池特命参事兼企画課長 いわての学び希望基金奨学金でございますが、本年度におきましては、1月現在の数字でございますが、小中高、大学生を合わせまして、479人に奨学金を支給しているところでございます。

○斉藤信委員 後ろのところで、教科書代とか何かありましたね。これは、どれぐらいの方々が対象になっているのですか。

○菊池特命参事兼企画課長 教科書給付等につきましては、遺児、孤児に限らず住宅等が被災された方も対象でございますので、教科書給付については1,055人、制服代については324人、それから修学旅行につきましては303人を対象に給付しているところでございます。

○**斉藤信委員** わかりました。それと、せっかくですから全国的なスポーツ大会、文化関係の大会への派遣をやっていきますよね。その実績もわかれば示してください。

○**八木スポーツ健康課総括課長** 全国大会の派遣へのいわての学び希望基金を使った補助ですが、実績として2,032名でございます。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 平成27年度の文化活動の関係でございますけれども、全国の文化祭等派遣ですとか、セミナーサポートということで高校生の派遣をやっておりますが、今年度の計画といたしまして3,551名となっておりまして、平成26年度の実績につきましては360名ということになっております。

○**斉藤信委員** 今の文化関係は、ことしが3,551人なのに、去年は360人なのですか。ちょっと何か整合性がない感じだけでも。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 平成27年度は、かなり見込みが大きくなっておりますけれども、当初、いわての学び希望基金の設計をする際に、最大限の人数を見込んで設計したものですから、設計値と実績値に実際のところ乖離がございまして、平成26年度の実際の給付対象者といたしましては360名ということになってございます。

○**斉藤信委員** わかりました。いわての学び希望基金は、今年度もたくさんの基金が寄せられていると。そういう点でいけば、これは使い残すことがあってはならないので、有効にこれからも活用していただきたいと思います。

次に、180ページですが、障がい児希望実現推進事業費、これは特別支援学校の授業改善に要するICT環境を整備するということなのですが、具体的にどういうものなのか。これは、国の補正対応のものですね。

○**民部田特別支援教育課長** 障がい児希望実現推進事業でございますが、障がいのある子供たちが自立し、希望進路の実現や地域社会への参画を推進するため、特別支援学校の授業改善に必要なICT環境を整備しようとするものでございます。国の平成27年度補正予算、地方創生加速化交付金に係る県申請事業の補正事業といたしまして、関係経費を2月補正に計上したものでございます。いわて若者活躍支援・創生人材育成加速化事業は、岩手の創生を担い、主体的に行動する人材を確保、育成することを目的に、ソフトパワーいわて戦略推進プロジェクト事業や、本事業などを構成するものであり、本県における共生社会、一億総活躍社会の実現と稼ぐ力の向上及び地域の活性化には障がい児の自立が不可欠であるため、交付金事業として申請しようとするものでございます。

なお、事業費につきましては、障がい児の自立支援の促進のため、平成28年度当初予算で計上しました特別支援学校自立活動充実事業のうち、タブレットの整備費、小中学部分を計上しております。

○**斉藤信委員** これは、平成28年度当初予算にも計上しているし、今回の国の補正でさらに追加してタブレットの整備をすると、そういうことですか。

○**民部田特別支援教育課長** はい、国の補正予算事業に申請しておりますが、当初予算に計上しておりますのは計画どおり中学部分だけでございます。国の補正事業費として計上

しておりますのは小学部、中学部、1、2ということで計上させていただいております。

○齊藤信委員 最初からそのようにわかりやすく答弁してください。

それと、これは教育振興費ですけれども、奨学のための給付金支給事業、これは給付型の奨学金だと思えますけれども、これは今年度7,800万円の減額補正ですが、どれだけを想定して、実績はどういう見込みなのか。昨年度と今年度の実績を示してください。

○菊池特命参事兼企画課長 奨学のための給付金でございますが、減額が7,800万円余となっておりますが、これは当初4,000人を想定して当初予算を計上してございましたが、実績は3,278人ということでございます。これにつきましては、人数とともに、お子さんが第1子であるか第2子であるかによって支給額が大きく異なっておりまして、第1子については全日制公立高校の場合3万7,400円でございますが、第2子以降である場合には12万9,700円ということで相当の差がございます。こういったことで、これは学年進行によりまして、本年度は1年生、2年生に支給してございます。ことしの予算編成に当たりましては、昨年度1年生の実績をベースに、不足することのないように十分な額を計上させていただきましたので、支給対象者には漏れなく支給してございますが、こういった形の7,800万円余の減額ということでお願いするものでございます。

○齊藤信委員 これは、今年度からの実施でしたか。昨年度の実績というものはあるのでしょうか。

○菊池特命参事兼企画課長 これは、昨年度からの事業でございます。昨年度は、1年生のみを対象としてございまして、1,901人を対象にして支給したものでございます。

○齊藤信委員 今は平成26年度について聞いたので、わかりました。

次に、187ページ、特別支援学校費、施設整備費で県立盛岡となん支援学校整備事業、これは事業費の確定に伴って7,335万円の減額となっておりますが、一つは県立盛岡となん支援学校の今の整備状況を示してください。

もう一つは、今回新しい校舎を整備することによって、現校舎と何がどう違うのか、変わるのか、新しく改善させる点は何か、そのことをあわせて示してください。

○宮澤学校施設課長 県立盛岡となん支援学校の新しい校舎の現在の整備状況でございますけれども、昨年に暗渠をしましてから、現在基礎部分を工事してございまして、間もなく躯体にかかるところでございます。

平成27年度の実績でございますけれども、これは当初予定の5%ということで計算してございましたが、実際は工程の見直しとか事業の調整によりまして、実績が3.1%になったことによる見込みでございます。これは、3カ年の計画で債務負担行為の事業でございますので、今年度、未実施だった部分につきましては、来年度以降に調整を図っていくという状況でございます。

新しい県立盛岡となん支援学校の建物の主な特徴でございます。旧校舎、現行の校舎と比べますと、鉄筋コンクリート3階建てという部分は同じでございますが、延べ面積が9,276平米余ということで、現在の校舎よりも約1割ほど大きな校舎ということになります。

主な改善点でございますけれども、現在の校舎に比べて1割程度のゆとりがございますことから、建物の中のキャノピー、廊下、あるいはスロープ、身障者用トイレ等の共用部分のスペースが広がってございまして、ゆとりのある空間となる予定でございます。

主な配慮等でございますが、今回建物の設計に当たりましては、多様なニーズを考慮しまして、安全安心に使いやすいユニバーサルデザインを基本としてございます。さらに、内装には木材を多数使用いたしまして、環境に配慮した明るさとゆとりのある空間の創出、また障がい児の利用を考慮いたしまして、非常時の避難など防災部門へも配慮してございます。

もう一つの特色といたしまして、県立療育センターと渡り廊下で接続できるということで、従前よりも物理的な距離が近くなっております。

それと児童生徒の利便の向上、それから県立療育センターの持つ医療、訓練機能の連携強化というような面が、まず今回強化されるというようなことでございます。また、校舎の屋内に暖房用ボイラーを活用しました水治療用の温水プールを設置いたしまして、肢体不自由児用の運動学習と、外気の影響を受けない通年使用が可能なプールを利用するというようなことが、今回の新しい施設の特徴です。

○**斉藤信委員** 県立療育センターに併設するというところで、これは本会議でも軽石議員が重度障がい児、超重度障がい児の問題を取り上げていましたが、重度、超重度の障がい児が県立盛岡となん支援学校を利用するということはあるのか。また、その県立療育センターに入所というのでしょうか、入院というのでしょうか、そこで治療している子供たちの教育、これは県立盛岡となん支援学校が対応するというのであれば、現在どのぐらいそれに対応して、今後の見通しはどのようなかも示していただきたい。

○**民部田特別支援教育課長** 県立盛岡となん支援学校の教育を受ける児童生徒でございますが、県立療育センターに入所している児童生徒につきましても、矢巾町に移転する県立盛岡となん支援学校の教育の対象となります。学校のほうに通学できない場合につきましては、県立療育センターのほうに教員が出向いて授業を行うということになっております。

○**斉藤信委員** いやいや、今は実際どのぐらいの人数なのか。

○**高橋教育長** 超重度、重度の子供たちについては、今、道路を挟んで県立療育センターがございますけれども、そこに特別支援学校の分教室も設けてございまして、そこでの教育を行っております。人数については10人以下なのですけれども、具体的な数字は調べて、答弁させていただきたいと思っております。

○**斉藤信委員** では、後でまた。

それで、県立盛岡となん支援学校が移転することになるわけですが、空き校舎の活用について、これは昨年の9月ですか、関係者から成る活用検討委員会で知的障がい者対象の新たな独立した特別支援学校の校舎として活用するという方向が示された。私は、これは大変重要なことだと思うのです。盛岡市内にはみただけ支援学校しかないのです。そ

ういう意味でいけば、新たにこの跡地を活用して、知的障がい者対象の特別支援学校を設置するという方向は極めて重要だと思っておりますが、この検討状況について。そして、3年かかりますから、現実的にはそういうことなのですが、これは今の校舎を基本的に活用できるものなのか、改修とか改築が必要なのか、定員はどの程度可能なのか、今の検討状況を示してください。

○民部田特別支援教育課長 県立盛岡となん支援学校移転後の空き校舎の活用についてでございますが、委員御案内のとおり、平成26年9月に岩手県特別支援学校PTA連合会会長などの関係者から成ります活用検討委員会で協議した結果、知的障がい者対象の新たな独立した特別支援学校の校舎として活用するとの方向性が示されたところでございます。具体的には、盛岡地域で小学部、中学部、高等部を設置した知的障がい者を対象とする特別支援学校を2校体制とするものでございます。盛岡北部の児童生徒を盛岡みたけ支援学校、盛岡南部の児童生徒を県立盛岡となん支援学校の空き校舎を活用した新設校に想定しているものでございます。

新たな県立盛岡となん支援学校の校舎の完成につきましては、平成29年10月の予定でございますので、その後の改修となることから、県教育委員会において平成28年度以降、この方向性に基づいた具体的な施設整備等を検討してまいります。

なお、現在、肢体不自由児の学校としての施設設備でございますので、知的障がい者に対応できるような若干の改修等も必要となると考えております。

○斉藤信委員 これは大変大事で、みたけ支援学校はパンク状態なので、そして老朽化もしているし、この方向は来年度から具体的に検討するということですが、いいことは早くやっていただきたい。

最後になりますけれども、189ページ、学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業費、これは3,776万円の減額となっておりますが、恐らく被災地での学習支援ではないかと思うのですけれども、これは今年度どう取り組まれて、減額になった理由は何なのか。来年度の見通しも含めて示してください。

○松下生涯学習文化課総括課長 学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業についてでございますが、まず減額の主な内容でございますけれども、この事業におきましては、放課後子ども教室ですとか、学校支援地域本部、また先ほど委員御指摘の放課後の学習支援等に取り組んでいる事業でございます。各市町村等に委託して実施しております。各市町村において地域コーディネーターですとか、そういう配置をやっているところですが、そのコーディネーターが見つからなかったとか、実際にやってみると人が見つからなかったということなどが主な要因として減額となっているところでございます。

今年度におきましては、被災地の中高生の学習支援については、沿岸7市町村20カ所において行っておりまして、また放課後子ども教室につきましては、この委託事業を使って行っているのは23市町村で113教室行っております。また、学校支援地域本部につきましては、18市町村43本部となっております。来年度の実施見込みにつきまして、今現在各市

町村の要望を取りまとめているところでございますが、基本的には同程度の事業で継続していきたいと考えてございます。

○**齊藤信委員** 被災した学校施設は、本格的に再建されたのは高田高校、船越小学校、あと一つぐらいあるでしょうか。まだ多数が再建整備をされていない、仮設にもまだまだ、応急仮設に52%、ピーク時で残っていますから。私は、この学習支援というのは本当に重要だと思いますので、コーディネーターが見つからずに、やりたくてもやれなかったということが来年度はないように、ひとつしっかり取り組んでいただきたい。終わります。

○**松下生涯学習文化課総括課長** 少し前の質問に戻るのですけれども、いわての学び希望基金を活用しました文化活動への支援というところで、平成27年度の実績、計画値3,551名と、平成26年度実績と乖離があるということの説明が若干間違っておりまして、今年度から岩手県中学校文化連盟ですとか岩手県高等学校文化連盟の参加費、会費についても補助対象としたということから、計画値が大きくなってございまして、今年度の見込みにつきましても3,556名ということになってございます。以上、訂正させていただきます。

○**菊池特命参事兼企画課長** 先ほどの齊藤委員に対する私の答弁中、奨学のための給付金でございますが、平成26年度の実績1,901人と申し上げましたが、1,830人でございますので、訂正させていただきます。

○**民部田特別支援教育課長** 先ほどの齊藤委員の御質問に対しましてお答え申し上げます。

県立療育センターの分教室に在籍しております平成27年度の児童生徒数は、10名でございます。内訳は小学部5名、中学部3名、高等部2名、計10名でございます。

○**小西和子委員** まず、小中高それぞれの教職員費のことでございます。沿岸部は震災から5年を迎えようとしているのですけれども、子供たちの状況は、なかなかよい方向には向かっていない。沿岸のある高校では、欠席日数が1.5倍で保健室利用が2倍になったということで、何とか加配を従来どおりつけてほしいという声も聞いております。

あとは、沿岸部の小学校なのですけれども、当時まだ言葉を発することのできなかった子供たちが、今低学年になっておりますけれども、大変落ちつきがなく、1人、2人ではなくて、かなりの割合で落ちつかない子供たちが目立つということで、震災の影響が大きいのではないかとされているわけです。そういう中で、加配が減る減るといううわさが乱れ飛んでおりまして、すごく心配しておりました。もちろん内陸のほうも大変ですけれども、特に沿岸部には手厚く復興加配をしていただきたいですし、発達障がい等の支援を要する子供たちというのが本当に顕著になってきております。ということから、まず今年度の小中高の加配の実績、それと、もし確定しているのであれば、来年度の分もお伺いしたいと思います。

それから、すこやかサポートにつきましても従来どおりなのか、その要件と実績、まず今年度の分をお伺いして、来年度の分もよろしくお願いたします。

○**佐藤小中学校人事課長** 小中学校の復興加配についてでございます。今年度は、小学校

115名、中学校85名、計200名の復興加配を実施したところでございます。決定ではございませんが、過日の文部科学省からの通知によりますと、平成28年度に向けても同様の200名の復興加配をいただけるという状況で、その内訳は現在のところ小学校は118名、中学校は82名で配置を目指しているところでございます。

すこやかサポートについてでございますが、来年度に向けて少し増員を見込んでいるところでございます。特に来年度の特徴としては、いじめ、暴力等の生徒指導において課題を抱える学校、12校をモデル校として、どういう対応をすれば、これらの課題に現実的に対応していけるかということ、このモデル校を通して研究を進めていきたいと考えているところでございますし、学校生活サポート、これは中学校のサポート事業になりますが、これも20名程度増員の方向で考えているところでございます。この特徴としては、不登校や別室登校等、あるいはいじめ暴力行為対応、各学校においてきめ細かい対応をすることによって、子供たちの状況がより正確に把握できるようになったことから、これへの対応を促進するというところで増員を見込んでいるところでございます。

○山形特命参事兼県立学校人事課長 県立学校の復興加配についてでございますが、今年度は、高校の場合には沿岸地区15校に対して34人を配置しております。同じく特別支援学校では3校に対して9人。それから、特別支援学校では内陸のほうに転校してきたという児童生徒もございまして、2校に4名配置ということで、合計47名の配置をしてございます。来年度も同じ数の加配をいただけるということでございます。

なお、子供たちのケアということで、高田高校、大船渡東高校には昨年度より養護教諭を複数配置してございますし、大船渡高校、釜石高校、宮古高校の定時制でも今年度から29時間非常勤養護助教諭を常勤としてございます。

○小西和子委員 ありがとうございます。ほっといたしました。

続きまして、179ページの児童生徒健全育成推進費、これはスクールカウンセラーということでしたけれども、4,318万円ほどの減額補正になっております。これはどうしてかということ、今年度の実績、来年度はどうなるのかということをお伺いしたいと思います。

○大林生徒指導課長 御質問の4,318万5,000円の減額の主なところになりますけれども、スクールカウンセラーの配置の実績による減というようなことで、計画では71名のスクールカウンセラーを配置するという事だったのですけれども、やめる方もいらっしゃいますし、新規の部分で実際は64名の配置というところで、この差によるものです。

あとは、スクールソーシャルワーカーにつきましても、15名の計画で行ったわけですが、結果的には14名というので、1名配置できなかったというところが主な減額の部分であります。

来年度につきましては、スクールカウンセラーについても、24時間、巡回型等についても現状を維持するべく、今、選考の面接等も行っておりますし、スクールソーシャルワーカーにつきましても2名増というので、17名のところで、人材確保に努めているというところでございます。以上です。

○**小西和子委員** 子供たちは、まだまだ心に傷を持ちながら日々生活しているということですので、手厚い対応に感謝申し上げます。

先ほど齊藤委員からも質問がありましたけれども、奨学のための給付金支給事業費ということでございますけれども、低所得世帯ということでもあります。これの基準はどうだったのかということをもっとお聞きしたいと思います。

○**菊池特命参事兼企画課長** 対象者でございますが、生活保護世帯のお子さん、それから住民税、市町村民税の所得割が非課税の世帯のお子さんということでございます。

○**小西和子委員** わかりました。生活保護世帯だけではなくて、住民税のほうともリンクしているのであればいいかと思いますが、生活保護というのは厚生労働省の発表ですと捕捉率が二、三割ということで、残りの7割、8割は対象であるのに申請しなかったりしている家庭もありますし、田舎に行けば行くほどそうなのです。ぜひ本当に必要な生徒たちの学びに役立てるようなものになっていただければなと願っております。

そこで、奨学金のことについては、予算特別委員会の総括質疑ではやりません。高校生に係る奨学金の一覧表を頂戴いたしました。いろいろなところでやっつけやっつけなど思うのですけれども、問題は、給付型と無利子の奨学金をふやしていくことで、貧困の連鎖を断ち切るということにつながるのではないかなと思います。先ほどの給付型支給事業費のほかに、県として今後考えていくこと。それから、先日、連合岩手のほうからも要請があったと思うのですけれども、大学生についても、県としても何らかのそういう給付型とか無利子の奨学金とかを考えていただきたいという思いをみんな持っておりますけれども、そのあたり、財源がというのはあると思いますので、思いと見通しということをや、やはりこれは教育長にお願いいたします。

○**高橋教育長** 奨学金制度はさまざまございます。高校生であれば、岩手県では岩手育英奨学会のほうで奨学金を設けています。

大学生については、日本学生支援機構の奨学金が全体的には大きなウエートを占めている。財源的にも、これは国全体の仕組みでございますので、それを活用しているという学生が多いわけですが、基本は貸し付けでございますので、無利子貸し付けの枠と、それから有利子の貸し付けがありますけれども、いずれにしても返還義務があるということです。

現在の経済状況を見ますと、就職してから低所得の世帯が始まるというような状況もありますので、県といたしましては、これまで無利子奨学金のみならず給付型の奨学金を設けていただくような要請をこれまでできております。何とかその実現に向けて、今後とも努力していきたいと思っております。

それから、一方では民間企業でありますとか、それから大学でそれぞれの目的に沿った給付型の奨学金もさまざまございますので、そういう情報提供をきちんと生徒たちにやっていくということが極めて大事だと思っております。というようなことを含めまして、全体的な奨学金、県独自で大学生に対する奨学金を設けるというのはなかなか難しいと思いま

すけれども、国の仕組み等も使いながら、本県の生徒たちが十分に活用できるようなことを考えていきたいと思えます。

それから、U・Iターンの学生を対象にした奨学金等のあり方については、現在、商工労働観光部のほうで検討を始めているということがございますので、そちらのことも、我々も十分その検討過程でかかわらせていただければと思います。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、教育委員会関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○名須川晋委員 私からは1点でございます。担当部、担当課がちょっとわからないのですけれども、文化庁で日本遺産という施策がございます。実は、予算特別委員会の総括質疑でしようと思っておりますのですが、平成27年度は、2020年までに全国で100カ所程度ということで、さまざまな文化的遺産をストーリーにして文化庁が選定をするということでございます。各事例を見ると、やはりいろいろなところに担当が分かれていますので、もしかしたら企画とか政策サイドかもしれません、文化財課もございますので、これについては御存じでしたでしょうか。実際の担当窓口は、教育委員会ですね。

予算特別委員会するときにもやりますけれども、これが全国で100カ所となりますと、都道府県で1カ所か2カ所となりますので、岩手県もこれの登録に向けて取り組んでいかなければいけないと私は思うのですけれども、残念ながら岩手県内には、今具体的な動きがないと私は認識をしておりますので、その辺で教育委員会のほうで新年度に向けて、これは取り組むべき施策ではないかなと思うのですが、いかがでございましょうか。

○斎藤文化財課長 日本遺産におきましては、文化庁が平成27年に設置した事業でございます。昨年度が1年目ということで、岩手県のほうでは、義経と平泉をテーマに平泉町が応募いたしました。残念ながら選外ということ。全国的には、今年度18事例が採用になっています。岩手県としても文化財自体はそれぞれの市町村にあるわけなのですが、県としては文化財全体を総括しておりますので、日本遺産に、極力各市町村が応募するよう強く働きかけてまいりたいと思っております。

○ハクセル美穂子委員 私から3点質問したいと思っています。

1点目は、県立の文化施設、美術館とか博物館の休館日についてお聞きしたいと思います。今、博物館とか美術館は月曜日が休館日になっていると思うのですが、盛岡市周辺にある市立の文化施設の休館日もほぼ月曜日と火曜日ということで、文化施設が軒並み月曜日にはお休みになっているというのが今の状況でございます。

小学校の運動会とか学習発表会がありますと、代休に指定されるのは大体月曜日なわけです。子供たちが休んで、では親も休んでどこかに行こうかといったときに、軒並み文化施設が休みになっているというのが現状でございます。市立のところをどうとかいうわけではないですが、県立の部分について、例えばほかの施設と重複しないように、平日でもいろんな曜日にちゃんと子供たちが行けるような形で、休館日について検討していただいたらどうかと思っていますが、いかがお考えでしょうか、お願いします。

○松下生涯学習文化課総括課長 県立美術館及び博物館の休館日についてでございますが、現在それぞれの施設の管理運営規則によりまして、基本的には月曜日等を休館日として定めてございます。当然、必要に応じて臨時に開館することができるというような規定になってございます。

仮に、休館日を変更する場合でございますが、今までずっと月曜日休館でやってきてございますので、相応の周知期間が必要だということですか、企画展の展示の作業期間の確保の問題、また他県も月曜日の休館が多い状況になってございまして、巡回展等の展示作業、連絡調整等に支障が生じること等の課題が考えられますので、今後アンケート調査等に基づきまして、入館者のニーズを踏まえながら、休館日のあり方について研究してまいりたいと考えております。

○ハクセル美穂子委員 前向きに考えてくださるというような趣旨でいいですか。

○松下生涯学習文化課総括課長 先ほど幾つか課題を挙げさせていただきましたけれども、まず来年度ということになりますれば、既にさまざまなイベント関係のスケジュールですとか、企画展のスケジュール等も既に決めておりますので、学校利用とか、学校側のスケジュールも既に立っているという状況でございます。すぐにというのはなかなか難しい状況でございますが、一般の方々、平日の利用がどんな状況にあるかということとかも分析しながら、どのような対応が可能か検討させていただきたいと考えてございます。

○ハクセル美穂子委員 前向きにということも、ちょっと入っているということでわかりました。ぜひ再来年度ぐらいいままでにいろいろと検討していただけたらなと思います。

次に、二つ目ですけれども、博物館とか美術館という文化施設の活用についてということで、先ほども小西委員が貧困の連鎖みたいな話もされていましたが、貧困の連鎖は金銭面だけではなくて、やはりそういう文化施設を使う機会も、貧困家庭だと少なかったりとか、それから共働きの家庭だったり、母子家庭だったりすると、どうしてもそういった文化施設に子供が行くということは家庭に依存してしまっているんで、行けない家庭の子は行けない、行ける家庭の子は行けるというような状況が、機会の格差みたいなものが広が

っているように感じております。

そういったことも踏まえまして、今後は義務教育課程というか、小学校とかで、そういった何か調べ学習とかさまざまな社会科の学習とか理科の学習で、課外で文化施設に学校でももう既に行っていますが、積極的に県立の博物館とか美術館といったような施設を使うような取り組みをしていくべきではないかと考えております。これは、施設を運営する側と義務教育課程の学校教育のほうと連携して取り組んでいかないとなかなかうまくいには進まないと思いますし、そこで冬休み、授業日数とかの兼ね合いもあって、そういったところに一日かけて行くのはちょっと大変だという現実的な問題があるとは思いますが、そこは冬休みとか夏休みを少し短縮してでも、そういった施設に子供たちが小学校のときにみんなが体験できるようなことも、これからは考えていくべきではないかと思っております。これから県教育委員会としても、市町村教育委員会などに働きかけていったらいいのではないかと思っておりますが、その辺についてのお考えをお伺いいたします。

○藤岡義務教育課長 ただいま御指摘をいただきました授業等で施設等の活用と長期休業等の活用についてでございますけれども、まず授業等で校外に出て学習する機会というのは、主に総合的な学習の時間等で行われていると思うのですけれども、総合的な学習の時間で校外を使う学習というのは、農業等の1次産業の体験学習、それから伝統文化等に触れるための体験学習というのが多いのですけれども、例えば施設利用ということですと、盛岡市の学校が盛岡市の先人記念館を利用したりとか、または総合的な学習の時間だけではなくて、社会科において地域の博物館を訪ねてみるとか、高校の授業で公共の図書館を訪問しながら調べ学習をする、また理科でプラネタリウムを観賞する。または、学校全体で特別活動と教科を関係づけながら芸術文化に触れるような音楽鑑賞とか演劇鑑賞というようなことにも取り組んでいるところでございます。

近年、県立博物館、美術館からも積極的に活用の情報発信がされておまして、身近なところでは県立美術館が鑑賞のための学校支援のバスを出すというようなことも取り入れたりしているところで、学校教育において校外施設がこれまで以上に身近になっている状況がつけられつつあると思っております。

特に総合的な学習の時間の中では、学習指導要領の中に外部との連携を必要としますという項目がありまして、地域の素材や地域の学習環境を積極的に活用することということが配慮事項でも述べられておりますので、そういうことを踏まえながら、各学校では特色ある教育を進めていると認識しております。

長期休業の活用等についてですけれども、長期休業の設定につきましては、学校教育法施行令に基づきまして設置者が行うということになっております。このため市町村立の学校は当該市町村が定める管理運営規則等によって長期休業日が設定されているわけですが、ただ総合的な学習の時間等を実施するという点については、学習指導要領で特質に応じて効果的な場合には、夏期、冬期等の休業日の期間にまとめてとることができますというようなこともうたわれているところでございます。例えば校長等が設置者に対し

て休業日を授業日とすることをあらかじめ届け出るというような方法によりまして、実施は可能と捉えております。

県教育委員会としましては、学校が主体的に特色ある教育を進めていただくために、これまで、家庭、地域と協働しながら、外部の方々のお力をかりて、施設等も利用して豊かな教育を進めてくださいということをお願いしているところですが、学習指導要領の趣旨に沿いながら、適切な学習を位置づける、計画的に取り組むというような要件を満たしていただきながら、児童生徒の移動に当たっての時間の確保とか交通手段等、指導面、安全面、両方に十分配慮しながら検討を進めていただき、学校や地域の実情を踏まえて豊かな教育活動が実施できるよう、市町村と協力しながら、今後も指導、助言をしてまいりたいと考えているところです。

○ハクセル美穂子委員 積極的な御答弁をしていただいたと思っております。

あと、県立図書館もとてもいい取り組みをしていらっしゃるのですが、実は調べ学習の受け入れの件数をお聞きしましたら、平成26年度はゼロ件というような感じで、その前は3件とか12件とかあっても、ことしはどうなっているのかわからないのですが、ぜひああいう大きな図書館が県の中にあって、ここで自分たちが調べようと思ったことが調べられるということを小学生の小さいときに学ぶということは、本当に大きくなったときに自分の力でそこに行って問題解決をしたり、課題解決をするというようなところまで通じていくのではないかと思いますので、今後もぜひ積極的にやっていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

もう一点、最後に、外国語、英語指導助手のALTとNSのところについてお聞きしたいと思います。現在県立高校に配置されている外国語の指導助手という方は39名いらっしゃると思うのですが、そのうち12名がALTと呼ばれる方で、27名がNS、ネイティブスピーカーと呼ばれる方だということを、この間お聞きしました。私が問題と思っている点は、ALTは日本語の指導教官、英語の指導教官と一緒にチームティーチングができる方で、NS、ネイティブスピーカーといわれる方は、業務が委託になっているので、同じ教室の中にも、主に教科を教えるのはネイティブスピーカーといわれる外国語の指導助手であって、日本人の英語教員はサポートというか、直接こういうふうにやってくれというような、そういうコミュニケーションをとることができないという部分です。

私は、英語力の向上のためには、子供たちの前で外国人の方と日本人が、このようにコミュニケーションするのですよというのを先生同士がモデルで示すということがすごく重要だと思っていまして、そういうコミュニケーションを見せるべき学校についてはALTを配置していると。それ以外のところはNSだと。スーパーグローバルハイスクールでしょうか、サイエンスではなくて、すごく力を入れているところについては、ちゃんとチームティーチングできるようにALT、それ以外のところはNSというのは、実はそれ以外のところの子供たちのほうが、そういうモデルというかチームティーチングで、日本人と外国人が話をしているのを見せたほうが効果的な学習ができる学校なのではないかと思

っているのですが、このNSの運用について、今後このままNS主導で指導するというふうな方針でいかれるのか、それとも委託の業務の形態とか、いろいろ契約の形態を変えて、教室の中でチームティーチングができるような形に変えていくというような御見解があるのかどうか、その点についてお聞きしたいと思います。

○岩井高校教育課長 NSのあり方についてでございますが、御指摘のとおり、現在、NS27名を県立学校に配置して生徒の英語活動の充実に資するように努めております。NSですと業務委託の形式ですので、授業者はNSが中心となります。その中で生徒とのやりとりを英語で行い、豊かな言語活動の充実に取り組んでいるわけですが、事前に業者を通して指導案を示しておりますので、シナリオに基づいたやりとりは可能となっております。ただ、その際には、確かに指示、命令にならないように注意しなければなりません。

そういう制約はありますけれども、NSの活用によって生徒はコミュニケーションをとろうという意欲的な面がありますし、学校からも配置の希望が出ておりますので、生徒の外国語能力の運用、活用する力については一定の成果が上がっていると考えております。

そして、ALTとNSの併用ですが、スーパーグローバルハイスクールとか、スーパーサイエンスハイスクール、そういった独特な取り組みをしている学校は、一日を通じて、英語の授業に限らず、放課後とかも英語のレポート作成等でALTの支援があるということが非常に有効になっておりますので、そういった学校にはALTを配置しておりますが、ALT、NS、それぞれ一長一短がありまして、ALTですと、8月配置で7月に任期が切れると。年度の途中でかわるといった弊害があります。NSですと4月に入って3月までの期限ということで、学校の暦上はNSのほうが非常に計画を立てやすい状態になっておりますので、そういったメリット、デメリットを合わせながら、限られた状況の中で、できるだけ多くの生徒に英語のコミュニケーション活動を体験させたいということで、いろいろ工夫して配置に取り組んでいるところです。

○ハクセル美穂子委員 工夫して取り組んでいらっしゃるというのはわかっているのですが、あともう一つ、NSとALTの問題というか、ここですごく気になっているのは、NSの方が主導で指導しているのですけれども、ALTの方もNSの方も基本的には指導助手であって、大学で教育を勉強された方もいらっしゃるかもしれませんが、ほとんどやっけていらっしゃる方が、英語が話せるということで来て、そういう業務についていると思います。ALTの場合だと、ちゃんと日本人に対して英語を指導するという、そういう教育課程を経た日本人の教員が主導になって教えるという形になってチームティーチングができるのに、NSの場合は日本人の教員は一步引くというか、教育のバックグラウンドがない方が指導に当たっているという点が、私は英語教育に対して本当に力を入れているのだろうかという疑問点があります。英語の先生は先生ですから、日本人だろうが、外国人だろうが、やっぱり教育のバックグラウンドがある方とない方との指導の方法というのは、また違うと思いますので、その点について、力を入れている学校以外でもきちんとそういった英語教育が徹底できるように、もうちょっと工夫していただきたいと思

います。

○**岩井高校教育課長** ALT、NSの指導力の向上につきましては、ALTについてもNSについても研修を行っております。ALTにつきましては、県の研修でございます。NSの研修につきましては、委託業者のほうで研修に取り組んでおります。傾向としては、NSの人たちというのは、必ずしも出身地の大学で教員としての免許というか、資格を取った人には限らないのですけれども、ただそういう資格を持った方、あるいは教育に興味、関心を持っている方がNSとして働いているということもあります。ALTについては期間がありますので、ALT経験者がNSとして配置されているところもありますので、その辺の指導力の向上については業者もそうですし、こちらとしても向上に努めながら生徒の外国語能力の向上に貢献できるように、何とか工夫してまいりたいと考えております。

○**ハクセル美穂子委員** NSの委託先の会社でも、もちろん研修もされていると思いますし、ALTが来てからも研修はされていると思いますけれども、年に3回、4回、5回という研修と大学4年間勉強してきた教員のスキルとを比べるということはいかがかと思えます。やはり日本人の英語の先生が主導で教えるべきであって、それに対しての助手というか、コミュニケーションの模範を見せたり、本当の現地というか、ネイティブの発音を聞かせたりするためであって、主な英語の授業は、やっぱり日本人の先生が主導でやっていくべきだと私は思います。この問題は、県の高校だけではなくて、小学校で今度必修化になりますとなったときに、結局NSでやっているところはNSにだけやらせるというような事態になりかねないなというのを私はちょっと感じていまして、NSだと、日本人の先生がそこにいれば、あとはNSの方が主導でやればいいのかということになれば、4年間勉強して教員になった方ではなくて、全く教育のバックグラウンドがない方が2年間教えていって、それで本当に中学校と連携できるのか、そういうところにも関係してくる問題だと思いますので、ぜひこの問題については、いろいろやり方はあると思いますので、研究していただきながら取り組んでいっていただきたいと思えます。

○**川上教育次長兼学校教育室長** NSの件についてでございますけれども、現在高等学校の学習指導要領においては、英語の授業は英語で行うということになっておりまして、基本的には日本人の英語教員が生徒を指導するという課程の中で、実際にネイティブスピーカーと話をする場面を設定するという意味で、実際に外国へ行きますと、日本人が介在しない状態でネイティブスピーカーと話をしなければならないというような状態になりますので、ネイティブスピーカーと直接話す機会を設定するという意味で設置したものでございます。

そして、NSにつきましては、通常のJETプログラムのALTの採用要件と同等か、それ以上に厳しい要件を課しておりまして、なおかつ先ほど話がありました、当初ALTは3年間で最長の雇用期間ということになっておりましたけれども、現在はいろいろ改善されてまいりまして、中には5年間いることができるALTもおるのですけれども、1年間で帰る方もおります。そして、3年間いる方もいるのですけれども、実際にALTとし

での経験がある方もNSとしては採用できますし、また雇用期間は、本人が望めば1年ではなくて2年、3年というように延長することもできますので、そういうメリットを勘案しながら、本県では併用というような形になったものでございます。

そして、スーパーサイエンスハイスクールとかスーパーグローバルハイスクールの学校は、通常の英語の授業についてはチームティーチングという面では違いますけれども、英語の授業のためというよりも、実際に研究とか、そういったことをやっておりますので、そういう面で、例えばイレギュラーな時期の指導もありますので、そういう面で実際にはJETプログラムのALT、直接雇用しているALTを配置しているという状況でございます。

○ハクセル美穂子委員 おっしゃることはわかりますけれども、私は英語を勉強する日本人の子供たちには、日本人の特性もあると思うのですが、どうやって話をしたらいいのだろうというきっかけを英語の授業で与えるべきだと思っていて、それを題材として、日本人の先生と外国人の先生が話している、自分もできるかもしれないと思うところを授業で見せるということは本当に重要だと思います。英語を話せる人と英語を話せる人が話しているのは、テレビでもどこでも見ていることで、日本人が外国人と話をしているという、そういうモデルを見せること、それを見せられるのは学校教育だと思いますので、その点については、やっぱりもっと力を入れていただきたい。

NSの方も指導の経験はあったとしても、もともと教育の勉強をしている人が教員になっているのに、NSの方が主導でやればいいのだよというのであれば、英語に関してはそこは吟味しないのですかということになってしまうのではないかなと。そうではないと私は思いまして、日本人の先生でも、英語で指導することとなっているのであれば、それこそ日本人の先生が英語でちゃんと指導できるような、そういった研修にももっと力を入れていくべきだと思いますし、私の夫もアメリカ人ですけれども、英語がしゃべれるからといって指導できるというのはまた違いますので、その点については、しっかりとこれからも取り組んでいただきたいと思います。

○川上教育次長兼学校教育室長 誤解のないように申し上げておきたいと思います。

NSが自分の思いで授業をしているのではなくて、学校がこういう教科書を使って、こういうことをやってほしいということを示した上でやっておりますので、あくまでも主体は教員であるということで御理解いただければと思います。

また、その指導法についてはさまざまありますので、例えばチームティーチングにつきましても、最初から最後まで日本人の英語の教員とネイティブスピーカーが直接やりとりするのではなくて、場面によっては生徒としての参加はあり得ると。したがって、先ほど話がありましたが、教員が英語の指導者であると同時に、英語の学習者としての姿勢を見せるということも大事ですので、そういう場面も想定されますし、またデモンストレーションが生徒であってもいいということですので、生徒を使いながらやるということも、工夫しながらやっておるところでございますので、いずれ大変御造詣が深いと思いますので、

御意見を参考にしながら高めてまいりたいと思います。

○民部田特別支援教育課長 先ほど斉藤委員のお尋ねに対しまして、県立盛岡となん支援学校の分教室の在籍数に誤りがございましたので、訂正させていただきます。学級数をお答えいたしました。実際の児童生徒数につきましては、小学部10名、中学部7名、高等部6名の23名でございます。訂正させていただきます。

○千葉進委員 一つだけちょっと、先ほどの答弁の部分で気になるところがあるので、それを先に聞きたいと思います。

先ほど斉藤信委員の質問の中で、県立盛岡となん支援学校が移転した跡地のところに知的障がいのある子供たちのため、新設の支援学校をつくるというような話があったのですが、前にこの委員会で私が質問したときも、そういう話でしたけれども、一つ確認させてもらいたい部分があるのですが、確かに県立盛岡みたけ支援学校は、今、物すごい人数でパンクしている状況はわかるのですが、安易に支援学校をつくっていいのかという部分を危惧しているのです。要するに、今の時代を予想する中で、インクルーシブ教育。昔でしたら、就学指導委員会というのがあって、完全にもう小学校はこっちだよ、特別支援学校、昔で言えば養護学校というように、もう割り切られていた形の就学指導委員会だった。今はもう変わってきているはずですし、保護者の意向を十分尊重しながらというような形で、一般的な小学校に行くということがあっていいというような部分があるわけですので、県立盛岡みたけ支援学校がパンクしていて、新たに特別支援学校を南のほうにつくります、ですからもうこちらにお入りくださいというのではなく、やはりインクルーシブ教育をしていくためにも、当然これは少人数学級にかかわっていけばもっともっとういとは思うのですが、特別支援学校ありきでの就学指導という形ではないということだけをちょっと確認させてください。

○民部田特別支援教育課長 インクルーシブ教育にかかわっての盛岡地区の特別支援学校についてでございますが、インクルーシブ教育システム構築ということで、国が法律を改正したのは通常学級、通級による指導、特別支援学級、それから特別支援学校、それぞれ連続した学びの場を整備していくということでございますので、通学児童につきましては、それぞれ保護者、関係者の意見を総合的に判断しながら決定していくということで、あくまでも選択の幅を広げたということをお願いしたいと思います。

○千葉進委員 まだまだ先のことではあるのですが、そのところだけは確認させてもらって、ぜひインクルーシブ教育ということを広げながら、健常といわれている子供たちにも、きちんとそういうことがわかるような形での学校教育というものを目指していただきたいと思います。

今話したインクルーシブ教育ともかかわるのですが、少人数学級というのはあるべきだろうと思っています。高校再編についての40人学級で話されていますけれども、そういう中で35人学級を1学年ふやしたというのは非常に英断だと思います。大変ありがとうございます。ぜひ今後ともということで確認させてもらいたい。

過日、新聞報道もありましたけれども、小学校1年生から小学校4年生まで、中学校1年生の五つの学年が35人学級になった。それで、次は小学校5年生なのかなと思っていたところ、中学校2年生だったので、小学校5年生、小学校6年生、あるいは中学校2年生の学級数というか、児童生徒の在籍人数、そういったところを考えながら算出したのだらうと思いますので、その経緯なども説明していただきたいと思います。

○佐藤小中学校人事課長 算出の根拠でございますが、今年度の5月1日の児童生徒数、学級数をもとに算出したものであり、来年度の実施については、直近でいえば11月1日の起算日を想定して対象学級数を導き出したものであります。

日々児童生徒数は転出入により動いておりますので、私のほうも正確な児童生徒数を、現在把握しておりませんが、試算した11月1日現在のものでありますけれども、小学校5年生では対象学級が24学級、小学校6年生が31学級、中学校2年生が34学級になっております。そして、もし中学校3年生で実施すれば41学級で、大体、中学校で40前後、小学校で25から30前後の学級が対象になるということになってございます。

○千葉進委員 小学校5年生が24学級、小学校6年生が31学級、中学校2年生は34学級ということで、中学校2年生が一番多いのしょうけれども、本当によく英断していただけたなと思います。

そして、欲を言わせてもらいます。今後の見通しはどうなっているのか。特にこれを判断するに当たっては、県費のみならず、いろんなものがあってだろうと思うのですが、今後の部分ということで。

○佐藤小中学校人事課長 今後の見通しについてでございますが、まずは拡充する中学校2年生において、きめ細かな指導により、生徒個々の成長や学校課題の解決に向けて効果的な運用がなされるよう支援してまいりたいと考えます。

また、御指摘のとおり、他学年への拡充については、既に実施している学年の状況も勘案しながら、その成果と課題を明らかにし、検討してまいります。

なお、本県においては来年度から中学校2年生への拡充を含め、少人数学級実施の財源としては、国の基礎定数や加配定数を活用しておりますが、国が進める財政健全化の流れの中で教職員数の合理化が取り上げられるなどしており、この点について注視しながら、学級編制の根本となる定数改善計画の早期実現を求めてまいりたいと考えております。

○千葉進委員 ぜひそういう面で、独自でやれる県費というものが考えられるかどうかも含めながら、今後拡充していただきたいと思います。

これも先ほど小西委員から話がありましたけれども、奨学金のことでお伺いしたいのですが、まず一つ目に確認させていただきたいのは、前政権において授業料無償化ということがあったわけですが、その無償化の対象となっている学年は今でもあるのですか。そのことをお聞きいたします。

○滝山予算財務課長 現在、全日制は高校3年生、定時制、通信制は3年生、4年生までが不徴収交付金の対象となっております。

○千葉進委員 そうした場合、1年生と2年生は授業料を払っているという形になるのですけれども、岩手県の県立学校の1、2年生で、授業料を本当に払っている、要するに年収が九百何万円で払わなくていいというのがあったりするわけですので、実際に授業料を払っているパーセンテージというのはどれくらいあるのですか。

○滝山予算財務課長 平成27年7月現在で授業料を支払っている方の率でございますが、1年生全体の12.6%となっております。

○千葉進委員 1、2年生ということでしょう、1年生、2年生、それぞれを合わせて12%程度。

○滝山予算財務課長 1、2年生の合計でございます。

○千葉進委員 高校生の場合ですと、いろんな奨学金があって、授業料はそのように9割近い生徒はなしということですからいいのですけれども、はっきり言いまして、高校を卒業してからのほうが大変なのだということで、先ほど話があったわけですし、教育長からも答弁いただきました。他部局への働きかけとか、あるいは市町村へという部分もあると思うのですが、1点だけお願いしたいのは、高校の現場において、卒業する前に3学年の生徒と保護者に向けて、進学する生徒に奨学金の説明会というのが行われます。4年間在学すると、あるいは2年間在学すると、これぐらいかかりますよというような形であるのですけれども、今は非常に複雑になってきていまして、それがなかなか理解できない。特に若い担当者だと把握し切れない。いわんや今回の住田町の例のように、町独自でいろいろやるというのがあったりしますので、大変お仕事が忙しいところ迷惑かとは思いますが、ぜひ県内のそういう市町村で奨学金についてどういうことをやっているよというような一覧表などを出し、担当者の説明会を県独自でやっていただければ非常に説明もしやすい。なおかつ、大学とか専門学校の卒業後、その奨学金を返すのは大変だというような状況がきちんとわかる説明といたしますか、借りるのは仕方ないにしても、安易に借りられない、その後のこともあるのだというようなこともきちんと説明する側が言えるような形で、教職員に対する奨学金を説明するための情報提供と同時に、説明の部分をぜひやっていただきたい。奨学金苦で、はっきり言いますと、若い人たちが結婚できないというような場合も実際にあったりします。ぜひそういったところをお願いしたいという要望が2点目になります。

最後ですけれども、高校再編について伺いますが、まずこの間、各地でいろいろ説明されましたし、いろいろ御意見をいただいたと思いますので、どのような形で御意見を集約しているのか、ここをまず1点お願いします。

○木村高校改革課長 意見交換会など、意見の再編計画への集約ということでございます。

昨年12月に新たな県立高等学校再編計画案を公表して以降、本年1月8日から2月12日まで計画案のパブリックコメントを実施したところでございます。その一環として、県内9ブロックでの地域代表によります地域検討会議、そして県民の皆様を対象とした説明会を行いまして、行政による出前説明会を開催し、870名の皆様の出席をいただき、意見を丁

寧に伺ってきたところでございます。

現在このような御意見を含めまして、パブリックコメントに寄せられた意見を整理しているところでございます。約700件の意見をいただいております、この意見について、統合や学級減に反対する意見もございますけれども、一部でございますが、再編計画の案の基本の考え方としております地域の高校をできる限り存続させようとする考え方については、一定の御理解をいただいているものと認識しております。そして、たくさんの御意見をいただいておりますので、引き続き意見を精査し、計画案の反映につきまして、現在総合的に検討しているところでございます。

○千葉進委員　そういう中で、もうきょうは3月3日になっていますが、3月末に成文化するというような話になっているわけですけれども、進捗状況をお伺いしたいと同時に、どれぐらい皆さんから出た意見が取り入れられるのかというのが非常に不安になっています。特に、その意見の中で私が気になっているのが、今、各学校で魅力ある学校づくりをしようとしているときにこれが出された。魅力ある学校にしようとしている、その時間的余裕が欲しいと言っている学校が地域には幾つかあると思うのです。そういったところに、どうお応えするつもりなのか、それが1点。そういう面でも、時間的猶予ということなのですけれども、財政面あるいは人数で、それは仕方ないだろうというのが結構あるかと思うのですけれども、やはり人づくりだと。これからの若者、岩手県を背負って立つ若者を育てていくという教育というように考えたとき、もっと金をかけてもいいのではないかというような要望も出ているかと思えます。特に、何度もさっきから言っているように、少人数学級、35人学級とか30人学級というような形のものが有りますので、その辺を含めてちょっとお願いします。

○木村高校改革課長　進捗状況についてということでございます。今、パブリックコメントに700件の御意見をいただいているということで、現在その内容を精査して対応の方向を検討している段階でございます。魅力ある学校づくりのために時間が欲しいというような御意見もいただいているということ等についてどのように応えたかというお尋ねでございますが、そういった御意見も含めて、さまざまな意見への対応ということを総合的に検討しておりまして、地域の理解を得られるよう、引き続き努力いたしながら、年度内の策定を目標として作業を進めていきたいと思っております。

パブリックコメントの中で、その意見の内容、趣旨ごとに見てまいりますと、大まかに70から80件程度の大きな意見というような形に整理できると考えております。主な意見といたしましては、計画案におおむね賛同する意見が20%程度ということで最も多く、統合及び学級減に反対する意見も15%程度というところでございます。また、計画案に既に盛り込まれているような内容について、修正が不要という意見もかなりの部分を占めております。このように、いただいている意見の内容について十分検討しながら、そして生徒にとってより望ましい教育環境の整備、充実というところを大事に考えた上で進めてまいりたいと考えているところでございます。

○千葉進委員 はっきり言えば、もっと突っ込みたいところなのですが、そう言わざるを得ないのかなというところがあります。それに伴って、魅力ある学校づくりをしていくために教職員が一生懸命頑張って、保護者、あるいは同窓会とも話をしながらやっていくというときに、先生方、職員の人数が足りなくなるのです。そこら辺の加配、要するに交通手段についてはどうのこうのというのがありました。それは、後でまた別な際に聞きますけれども、加配部分、ここだけはどうか考えているのか、それがまず1点。

それから、もう1点、3月9日の入試で志願状況が出ています。今回対象となっている学校が幾つかあって、それぞれ特徴があるような形になっているわけですが、県南のある高校の場合は、定数よりも多くなっている。多分そこでは先生方が苦勞して結論を出すのだらうと思うのですが、そこへ助けるような言葉とかがないものかどうかということで、加配については人事課長だと思うので、最後のところを教育長、お願いします。

○高橋教育長 直接お答えすることになるかどうかという問題もありますけれども、今回の高校再編につきましては、これは東日本大震災津波の発災によりまして、計画していた高校再編を凍結せざるを得なかった。また、それは県民の思いもそのとおりだったのです。そういう事情の中で、御案内のとおり、各高校においては大方の、特に中山間地でありますとか、県北沿岸のそれぞれの学校を中心に、それぞれ定員割れを大きく起こしている。こういう中で、教育の経営資源には、限りがある。ただ一方で、委員からお話を受けましたように、まさに教育は人なり、教育は人づくりだということもありますし、社会形成の礎をつくっていくのは、これは教育だという強い思いを持ちながら、次代を担う子供たちの高校教育の環境というのはどうあるべきかというのは、これはもう待ったなしの検討の時期だというような基本的な認識を我々は持っております。

そういう中で、県民の皆様にとって高校の存在というのは極めて大きいということ、学ぶ機会の保障というのは極めて大きいというようなことで、これは慎重に事を進めなければならないということで、昨年度は、これからの高校教育の基本的方向をどうするかという、その考え方を第三者委員会、検討会議をつくりまして、その中で御議論をいただき、そしてまた各地域地域での意見交換も何十回と重ねてまいりました。そして、その方向を定めつつ、本年度において、再度基本的な考え方をもとに、地域の皆様から意見を聞いた上で、計画案を12月にお示しさせていただきますと。そして、その計画案に対して、また御意見を頂戴して、3月を目途に成案を策定していきますという、この全体的な考え方については、この2年間一貫してそういう考え方を県民の皆様にもきちんと話をしてきたつもりでございます。

いろんな御意見をたくさん頂戴いたしましたので、今年度内といいますと今月中なわけでございます。公表した計画案も県民の皆さんの意見をお聞きして、できる限り反映させたつもりですが、なお多くの御意見をいただく。それを最終案の中にどう盛り込むかというのを、今まさに具体的な検討をしているときでございます。我々はこの検討に拍車をかけて、何とか年度内にこれを計画として形にしたいと思っております。

それから、委員からお話のありました個別の学校の課題は、さまざまございます。これは、教員数が少なくなるとか、選択教科が少なくなるということもありまして、それに対して加配していきますと、今度は全体的な岩手の教育の中で数を要するということになり、また新たな問題を起こしてくることもありますので、経営資源適正配分ということも十分に置きつつ、現実の課題にどう向き合うかということで、これは各学校の状況を聞きながら適切に対応していきたいと考えております。

○**斉藤信委員** それでは、最初に、私も中学校2年生まで35人学級を拡充すると、教育委員長演説で初めて聞いてびっくりでしたね。いいことはもっと早く知らせてもいいのではないかと思うのだけれども、いろんな調整があったのでしょう。そういう点では、今、中学校2年生まで拡充したというのは、今度の議会では一つの大きな出来事だったと思います。

小学校5年生ではなくて中学校2年生への拡充と、このように決断された理由、背景、この間の35人学級の取り組みをどのように受けとめて、そういう方向としたのかを示していただきたい。

○**佐藤小中学校人事課長** 中学校2年生への拡充についてであります。普通に考えれば小学校4年生までの段階を踏めば、小学校5年生、小学校6年生と、そして中学校1年生に連結ということが一般的な考え方なのかもしれませんが、特にも中学校において、個別に対応しなければならないような事案、また今の中学生の多様化、複雑化する中で、よりきめ細かに子供たちを見ていかなければならない状況が顕著だということで、優先的に中学校2年生に35人学級を導入することが適切と判断したところでございます。

○**斉藤信委員** 中学校2年生で、今、不登校がふえている。中1問題というよりは、実際には中学校2年生で不登校がふえたり、岩手県にとってみれば、いじめ自殺事件というのが2年連続で中学校で発生した。私は、そういう意味でいけば、中学校2年生で35人学級というのは実情に合ったものなのかと思いますが、ぜひ小学校も5年生、6年生は、これまた大変大事な時期でありますので、計画的な拡充をぜひやっていただきたい。東北各県では、もうほとんど中学校までやっていますので、ある意味でいくと、岩手はまだおくれた分野ですから。そういう意味では、ぜひ計画的な拡充を求めたい。

二つ目に、いじめの問題についてお聞きしますが、一つは矢巾町の第三者調査委員会での調査の取り組みはどうなっているのか。もう一つは、矢巾町がこのいじめ問題を解決していくということで、独自の取り組みも進めていますが、矢巾町の取り組みについてお知らせいただきたい。

○**大林生徒指導課長** まず、矢巾町の第三者委員会の状況についてでありますけれども、9月7日に第1回をやりまして、2月末現在で12回の委員会を開催し、この委員会の活動といたしましては、生徒及び教員へのアンケートの集約、聞き取り調査、あとは遺族への聞き取り調査を実施しているものと聞いております。

矢巾町の独自の取り組みといたしますか、それぞれ学校ごとに集約してというような取り

組み等をしていることは我々も把握しておりますけれども、そういう取り組みにつきましても、各学校等の研修会もしくは会議等で紹介しながら、できるだけ、いじめの未然防止もしくは早期発見、早期対応につなげていくように周知もしていきたいと考えております。

○**齊藤信委員** 12回、かなり丁寧な調査が行われているなという感じがいたします。

それで、私は矢巾町の教育長からも何回かお話を聞いて、一つは、いじめというのは点で見るのではないのだと思うのです。線であり、面なのだと思うのです。小さなことが継続されて、それが子供にとっていじめになっていく。そこで矢巾町では、そういう小さなことを必ず記録して、ほかの教員も見られるようにするという、いわゆる情報の共有化をやっております。

もう一つは、来年度予算ですけれども、いじめの相談員を配置して、そして学校の支援をしていくということで、矢巾町自身は、かなりあの事件を教訓にして取り組んでいるのではないかと。滝沢市とか矢巾町で真剣にやるのは、ある意味では当然なのですから、大事なことは、これを本当に全ての学校のものにしていくということだと思っております。それで、私は本会議でも、どれだけで学校で研修されているのかと聞いたのですけれども、校長とか指導主事を対象にした研修をやられているようでも、大事なものは全ての学校で、全ての教員を対象にした研修なのです。いわば一人一人の教員が直面する問題なのです。だから、そういう意味でいけば、学校単位で、まさに2年連続こういう事件が起きたということは緊急事態、非常事態ですから、全ての学校が優先して、全ての教員が参加できるような形で、滝沢市や矢巾町の教訓をしっかり受けとめて取り組んでいくということが必要だと思っております。全ての学校での研修という点でやられているのかどうか、お聞きします。

○**大林生徒指導課長** 平成26年度の問題行動等調査におきまして、さまざまな学校の取り組みが行われております。その中で、県下の小中高、特別支援学校、全ての学校で研修会をとというような数字が挙がっているわけではないのですけれども、いずれ研修会というものをしっかりとセットして取り組んでいる学校、あとは職員会議等のさまざまな会議の中で情報共有をしている、もしくは生徒会の取り組みをしているというようなことをさまざまな形で複数やっているというような現実がございます。ただ、今、委員御指摘の研修会の実施等につきましては、今年度開催いたしました校長会議等でも、県立総合教育センターで作成したいじめ防止マニュアルも活用しながら、ぜひ全ての先生方で研修をやるよということも話しておりますので、その取り組みについては今後も継続してやりたいと思います。

○**齊藤信委員** 矢巾町、滝沢市のいじめ問題で、一番の教訓は何か。教師がいじめを認知できなかったという問題だと思います。ある学校では、いろんなトラブルがあったときに、これがいじめかけんかかという、こういう対応がまだあるのです。私は違うと思うのです。やっぱりいじめというのは経過の問題ですから、そこでいじめかいかいじめでないかということではなくて、経過の中でそういうトラブルというのをきっちり受けとめて、子供の変化

をしっかりと見ていく。いじめの認知というのは、そういうことなのだと思うのです。小さな変化を見逃さない。わかりやすく言えば、子供に寄り添うというか。

そういう形で、今、学校教育を変えていかないと、または教師が生徒に対する対応を変えていかないとだめだと思います。だから、いじめをなくすという形式的なものではなくて、子供の変化に教師たちがどう早く気づいて子供たちに寄り添った教育ができるのか、ある意味でいけば、このことが私は今度の事件で問われた一番の中心的問題ではないのかと思います。このいじめ認知の問題は、率直に言うと、マニュアルを見てもわかりにくいのです。だから、実践的にこの問題は解決するようにしていただきたい。

いじめの最後のところで、本会議でも取り上げたのですが、いじめによって不登校になったという重大事案がありました。1年余が経過しているということですが、私は本来、いじめ問題対策委員に、こういう事態もあったということはきちんと報告をして、必要な指導、助言を受ける。必要な場合には必要な調査を行うということが必要なのではないのかと思って取り上げたのですが、これは今どう推移して、今後の見通しはどうなっているか示してください。

○大林生徒指導課長 今、委員御指摘の不登校につきましては、県立学校に在籍する生徒が、いじめによって不登校になったという事案でございます。調査を行った結果でありますけれども、同級生から受けた暴力などのいじめの存在が明らかになっておりますし、今、委員御指摘のいじめの認知を含めて、学校側の初期対応に大きな課題があったというようなことも明らかになっております。

現在、県教育委員会といたしましては、当該生徒の学校への復帰に向けて、学校とともに保護者と生徒の理解を得るべく話し合いを重ねているということでありまして、今後の推移によりましては、委員御指摘があったようないじめ問題対策委員会における対応というようなことも検討する必要があると考えております。

なお、本事案の経緯、対応等につきましては、開催時期は未定でありますけれども、次回、来年度のいじめ問題対策委員会等におきまして報告をし、各委員から御意見をいただく予定としております。

○斉藤信委員 わかりました。

次に、県営野球場の問題です。盛岡市議会でも取り上げられて、市が今新しい野球場を整備するというので進めています。県営野球場も老朽化しているということで、県議会でも議論になりました。県営と市営でそれぞれ整備するのではなくて、協力してといたしますか、そういう協議も始まっていると聞いていますが、市は市で整備計画を持っているので、その時期も私はあるのだと思いますが、県営野球場、市営野球場の新たな整備、これはどういう協議が行われて、現時点で示される方向性というのはどういうものなのか、いかがですか。

○八木スポーツ健康課総括課長 県営野球場につきましては、委員御指摘のとおり、老朽化が進んでおりますが、現在、盛岡市営野球場を都南地区に移転するという計画を盛岡市

が持っています。それに向けて、現在担当レベルで連携のあり方というものを詰めている状況にあります。その内容によって、検討の方向を考えていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** 連携のあり方を検討していく。このニュアンスは、できればもう県営、市営を一つにして立派な球場をつくらうという方向なのか、その可能性について今検討して、まだその方向性まで確認されていないということなのか。もうちょっと方向性が見えるように言ってくれませんか。

○**八木スポーツ健康課総括課長** 盛岡市は、現在1万人規模の野球場建設を予定してございまして、さまざまな関係者の中から、現在、老朽化した県営野球場の例もあるのですが、できればプロ野球を行える2万人を超えるような規模の球場を建設したいという意向もあるということで、県と連携した形でその建設に向かっていきたいというのをいただいているところです。県としても、老朽化している球場でございますので、それに向けて内容を詰めながら進めていきたいと思っております。

○**斉藤信委員** わかりました。それは大いに協議をして進めていただきたいと思っております。

最後ですけれども、本会議でも議論になったドクターヘリのヘリポートを杜陵高校の敷地に整備するという問題について、私もお聞きをしたいと思っております。ヘリポートの整備、その必要性は全く認めます、必要だと思います。問題は、学校施設、杜陵高校だけではなくて、隣に上田中学校もあるわけですね。だから、その点では私はきちっと、この問題は丁寧に、地域の方も、学校関係者も、中学校も含めて対応しないとだめだと思います。

本会議の議論では、二重サッシの防音対策を行って望ましい基準、これは学校環境衛生基準を満たすように努めるということですが、学校環境衛生基準というのはどういう基準なのか。二重サッシで防音対策した場合に、どこまで騒音が抑えられるのか。夏になったらどうするのですか。これは、クーラーを設置するのか。夏は窓をあけるのですから。だから、夏になったら、こういうところは全部クーラーを設置してちゃんとやるのか。そういうこともきっちりやらないと。

岩手日報の投書に、もし進学校だったら、こんなことはなかったのではないかというような声もありました。だから、私はこの問題は本当に丁寧に、そして説得力を持って対応しないとだめだと思うので、今のことについて、まずお聞きしたい。

○**宮澤学校施設課長** ドクターヘリのヘリポートの設置についてでございます。

まず、騒音の問題でございますが、本県が運用しているドクターヘリの騒音でございますが、100ないし150メートル離れた場所で、おおむね80ないし90デシベルの騒音となっております。これは、地下鉄の電車内やバスの車内の騒音と同等と言われております。

これまでの事例に即して申し上げますと、花巻空港の滑走路の2,000メートル化の延長工事に際しまして、昭和57年度に実施した花巻農業高校の遮音量測定調査によりますと、ジェット機とヘリコプターの違いはございますけれども、防音対策、これは二重サッシ可能ということでございますが、校舎内の各測定箇所におきまして、窓をあけた状態で90ないし102デシベル、窓を閉めた状態で40ないし59デシベルということになってございまして、

学校環境衛生基準、これは学校安全衛生法に基づきます学校が遵守すべき環境の基準というようにございしますが、これによる数値、窓を閉じている状態で50デシベル以下、窓をあけている状態でおおむね50デシベル以下、これを満たしているものでございます。

なお、本県に近接して設置されている他県のドクターヘリのヘリポートの例によりますと、何カ所かございすけれども、青森県立中央病院のヘリポート、これは県立の商業高校と県立若葉養護学校からそれぞれ110、130メートルのところでございます。あるいは、山梨県立中央病院のヘリポート、これは県立の特別支援学校から30メートルと伺っておりますが、これらについては、防音対策は行っておりません。

杜陵高校のヘリポートの整備につきましては、まずもって設計前に実際にドクターヘリを飛行させまして、校内の各地点におきます騒音の状況を測定したいと考えております。その得られた結果をもとに、校舎に防音対策、これは二重サッシも含まれますが、サッシの追加でありますとか置きかえ、あるいは夏場の対策も含めまして、窓をあけられない、常時温度が高くなりますと音楽室とかパソコンルーム、そういうところにはエアコンの設置を検討したいと考えてございます。そうしたことによりまして、望ましい基準と考えます学校環境衛生基準を満たすように努めてまいることとしております。

それから、委員御指摘のとおり、近隣の学校につきまして、実際に説明会を開催したところでございます。昨年暮れ、12月になりますけれども、保健福祉部のほうで近隣の学校ということで盛岡一高、盛岡視覚支援学校、それから上田中学校につきまして、ヘリポートの計画を説明してございます。また、一般の住民の方々につきましては12月23日、24日の2日間、それぞれ説明をしております。若干、騒音等に関して心配される声はあったと聞いておりますが、その時点におきまして大きな反対などはないと伺ってございます。

学校の関係者、PTA関係者への説明等につきましては、昨年暮れの計画案の取りまとめというようなところもございましたので、実際の開催が1月になってしまったというような点につきましては反省すべき点もあるものと考えてございます。

当初1月31日の説明会におきまして、さまざま騒音の問題、安全性等を危惧するお話もいただきましたが、2月19日に実施した説明会におきましては、そういったものを話し合いながら、この点につきましては今後改善していくということで、おおむね了解が得られたと思っております。

○高橋但馬委員長 執行部に申し上げます。

この際、進行に御協力願うため、簡潔によりしくお願いいたします。

○宮澤学校施設課長 今後とも協議を重ねながら、そういった対策につきまして、万全を期してまいりたいと考えております。

○斉藤信委員 やっぱりきっちりした、例えば学校環境衛生基準というのは、50デシベル以下だということですから、この基準がしっかり守られるということを検証して示さなければだめです。例えば、今度のヘリポートと東校舎の距離というのは、100メートル以下でしょう。これは向きもあるのですよね。高いところの音というのは、低いところと違ってか

なり聞こえるのです。地上15メートルでしたか。高いところの音というのは、かなり届くのです。岩手山演習場の演習なんて、私のところなんかぼんぼん聞こえますから。だから、これまたそういう高さというのもあるのです。今実際に飛んでいるのだから、飛んでいる場所に行って、例えば岩手医科大学にでも行って、その距離間隔をはかって、どのぐらいなのかということと、あと本当に二重サッシでどのぐらい騒音が軽減できるのか。花巻農業高校の話をしていただいですよ、距離が違うのだから。

それと、今の話だとエアコンは各教室にきちんと整備するということですか。これは、保健福祉部の予算でやるのでしょうか。そこはきちっとやると。なるほど。そういうことであれば、きちんとしたデータを示して、この基準はきちんと守られるということを示した上で、この話は進めるようにしていただきたい。教育長、よろしいでしょうか。そういうことできちっとやってください。

○高橋教育長 盛岡地区のヘリポートの設置につきましては、これまでの話し合いの進め方で慎重になったがゆえに、結果的に、さまざまな合意形成のプロセスについて御意見を頂戴したということで、それについては我々は強く反省しなければだめだという話については、昨日申し上げました。

それで、騒音の関係ですけれども、学校の基準につきましては、これは国で定めている基準ですけれども、一般的には頻繁にそういう環境にあるのは望ましくないと、これは基準ですから、そういうものですが、今回のヘリコプターの頻度というのは、現段階で考えているのは10日に1回程度ということでございます。そういう状況ではございますけれども、何よりも安全を確保するというのは、最優先。そして、防音対策についてもできる限りの努力をしていくということで、今後また杜陵高校はもちろんですけれども、関係課とも十分話し合いながら、そのような環境ができる限り確保されるようなことを、我々も深くかかわっていきたいと思います。

○高橋但馬委員長 1回休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 再開いたします。

この際、10分間休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○高橋但馬委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○小西和子委員 私も最初に、少人数学級の今後の見通しということでお伺いしたいと思います。

私も中学校2年生の少人数学級拡大ということは、本当にびっくりしました。おおっと思って。教育委員長が最後だと思って、置き土産かなとうれしく思いました。中学校の学校現場は、教職員も生徒もすごく忙しいです。息つく暇もなくということなので、学校現

場は喜んでおります。ありがとうございます。

ですけれども、一方で、中学校2年生から中学校3年生に移るときに、基本的にクラスがえはしません。中学校現場経験の皆さんはうなずいておりますけれども、なぜならば、修学旅行の取り組みとかもありますし、体育祭の取り組み、生徒会活動の取り組みなんかも学級単位で行うわけですので、さまざまな不都合が生じるということです。現在でも本当に無理をして小学校1年生から中学校3年生まで学級数を合わせて、そうやって学校経営をしている学校もあるわけですが、それはごくごく限られた学校であります。

そこで、仮に中学校2年生から中学校3年生でクラスがえをしない選択をすれば、職員数は中学校2年生から中学校3年生で減るわけでございますので、授業時数が大幅にふえますし、クラス担任を置くということから多忙化が加速するということは必至であります。

ちょっとその前に一つ確かめたいのは、中学校2年生で少人数学級を実施するとした場合に、何人、人的配置がプラスになるのかということも確かめておきたいと思っております。

現場からの切望でございますけれども、ぜひ2017年度には中学校3年生まで拡大していただければ本当にありがたいと、皆さん口をそろえて言っております。見通しについてお伺いしたいと思います。

○佐藤小中学校人事課長 初めに、中学校2年生で35人以下学級を実施した場合に増加する教員数ということでございますが、先ほど申し上げました11月1日で起算すると、対象学級が34学級ということで、これを配当数に合わせると、約50名程度の担任が必要であると試算しております。

少人数学級実施の今後の見通しについてでございますけれども、御指摘のとおり、中学校2年生から中学校3年生に進級する場合、学級編制がえを行うことなく、そのまま持ち上がるのが通常であり、再来年度、中学校3年生へ拡充を求める声が同時に聞かれていくことは承知してございます。先ほどと同じ内容を繰り返すこととなりますけれども、国における財政健全化の中で教職員定数の削減が取り上げられるなど、まだまだ不透明、不安定な部分があることから、その部分については今後も注視しなければならないと考えております。いずれ中学校3年生への拡充については、これらの状況を総合的に勘案し、検討してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 よろしくお願いたします。

では、次に移らせていただきます。次は、小中学校教職員の労働安全衛生体制でございますけれども、今年度採用の初任者の病気休暇、そのうちでも精神疾患のことを主にお伺いしたいのですが、そこまでは至らなくても体調不良ということが聞こえてきますけれども、その実態と理由、県教育委員会はどのような対応を行ったかということについて、まずお伺いします。

○佐藤小中学校人事課長 初任者の病気休暇や体調不良の実態と理由についてでございますが、今年度、病気休暇を取得した初任者は、中学校教諭3名、小学校養護教諭1名の計4名でございます。理由につきましては、生徒指導上の対応に悩んだり、仕事がたまっ

てというようなこと及び身体的疾患から精神的疾患に及んだもの等でございます。ここ数年不適應傾向を示す初任者がいることから、中間期、半年過ぎたところで全ての初任者の勤務状況を把握し、学校、市町村教育委員会、教育事務所が情報を共有し、必要に応じて対応してきたところでございます。今後一層、個々の状況をきめ細かに踏まえながら、早期に適切に対応できるよう努めてまいります。

○小西和子委員 そのうちの1人は退職しましたね。難関を突破して、夢と希望を持って就職したにもかかわらず、そういうことになったというのは本当に無念だったと思います。

実は、何代か前の教育次長の娘さんも教員になりたいと言ったのだそうですけれども、やめろと言ってとめたそうです。とてもとても今の学校現場は忙しくて対応できないからやめろと言ったというから、だったらちゃんとやれるように変えてよと私は言ったのですけれども、そのくらい、一番、県教育委員会の皆さんが御存じだと思いますが、すごく大変な状況であります。

学校現場でのフォロー体制と管理職の役割について伺います。管理職のマネジメント研修の充実が必要と思われましても、実態をどう把握し、今後どのように取り組んでいくのか。このようなことを繰り返さないためにも対策が必要だと思いますけれども、あわせて伺います。

○佐藤小中学校人事課長 管理職のマネジメント研修に係る初任者の実態の把握、今後の取り組み対策等についてでございます。管理職のマネジメント研修の充実についてですが、初任者の育成については管理職のリーダーシップによるところが大きく、学校の組織体制の中で充実した研修を進めることが重要であると考えます。多くの初任者の育成が順調に進められている一方で、先ほどおっしゃられたとおり、病気休暇となる初任者もいることから、予防的かつ実効的な対応が求められていると認識してございます。ついては、管理職を対象とした新任研修講座や、地区ごとに実施される研修講座において、安定した職場環境の構築や教職員へのメンタルヘルス等、教員の状況を丁寧に捉えながら、きめ細かに対応していく力を重視した内容になるよう研修会を吟味してまいりたいと考えます。いずれ効果的な人材育成につながるよう検討してまいりたいと考えます。

○小西和子委員 実は、盛岡市内でも初任者の方が、余りの大変さに何日間か出勤できないということがあったのです。朝起きても動けない状態ですね。ですけれども、そのときは同僚の方が気がついてフォローして立ち直りました。管理職ではなかったのです。管理職は全然です。はっきり言って腹が立ちました。そこをやるのが管理職手当分だと思いますので、しっかりと管理職のそういう指導力といいましょうか、フォロー体制を確立することと、管理職の役割ということを十分に皆様方で研修をさせていただきたいと思ひますし、自覚をさせていただきたいと思ひます。大事な大事な初任者を退職に追い込むなんていうことは、本当にはあってはならないことです。

そこで、初任者研修、2年研修、3年研修と官制研修があるのですが、メンタルヘルス研修についてはどのように行われているのでしょうか。県立のほうでは、専門家が

講師になってそういう研修を行っているということでございますけれども、義務教育のほうはどうなっていますか、お伺いします。

○今野教職員課総括課長 初任者のメンタルヘルス研修でございますが、今年度までについては、小中学校の教職員につきましては各教育事務所の単位で、内容につきましても教育事務所ごとに行っているということでございまして、一部につきましては保健師ですとか臨床心理士による研修もあるわけでございますが、全てではないということでございます。これは、平成28年度以降については見直したいということで、全ての初任者に対して総合教育センターで実施される初任者研修におきまして、保健師等の専門家による講義を実行させることといたしたいということでございまして、メンタルヘルスについての正しい知識をできるだけ早く身につけていただいて、心身の健康の促進、それにつながってまいりたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 よろしくお願ひいたします。教育事務所ごとに指導主事が講師になっている現状ということが伝わってきておりますので、見直しをよろしくお願ひします。

このように心身の疾患になるというようなことは初任者に限ったことではなくて、教職員全般にも当てはまることで、本当に普通に働いていてもすごくしんどいというような訴えが、私が学校現場に行くと、そういうときに訴えられます。

県教育委員会は、市町村や学校に対して安全衛生体制の構築、地方教育委員会と学校に安全衛生委員会をつくることを進めるように通知していただきましたが、3月に設置状況把握の調査をすることになっているということですが、その実態はどうなっているのでしょうか、お伺ひいたします。

○今野教職員課総括課長 労働安全衛生体制の整備ということでございますが、昨年の3月から職員団体とのいわゆる協議の場で議論を行ってまいりまして、それを踏まえて、昨年の8月に市町村教育委員会に対して、いわゆる職員から意見を聞くための場を定期的に設けていただきたいということでお願ひをしたところでございまして、今月中旬にその整備の状況について調査をさせていただく予定でございました。

調査につきましてはこれからということでございますが、幾つかの市町村教育委員会におきましては、具体的な準備も始まっているということで伺っているところでございます。いずれ今後調査をやらせていただくわけですが、結果については個別にしっかりと把握した上で、体制の整備に向けて適切にアドバイスしてまいりたいと考えているところでございます。

○小西和子委員 学校までおりにないというような声も聞こえております。ストレスチェックが始まりますので、ぜひそれに期待したいと思います。

それでは私も、学校敷地内にドクターヘリのヘリポートを整備することについてお伺ひしたいと思います。まず、県教育委員会に保健福祉部のほうから話があったのはいつなのかということと、あと県立中央病院につくれない理由というのを丁寧に話をされたのですが、けれども、やっぱり説明会のときでも、この理由では不十分だというような声もあります。

し、多分この方は専門家だと思うのですけれども、屋上に設置できない根拠の数字がおかしいとか、工法等を工夫すれば十分設置可能であるという声もあります。県立中央病院まで300メートル搬送するのだと思います。きっと、300メートルのために、わざわざ救急隊を出動させるというように説明されたのですね。私たちにはそういう説明はなかったのですけれども、そういうことまでして杜陵高校の敷地内に設置するのはおかしいのではないかというような御意見があります。複数の業者とか専門家からの知見を得て再検討していくべきではないかと思います。

きのう小野寺好議員が一般質問の中でも触れておりましたけれども、立体駐車場のところにつくったらいいだろうと何年も前から言っていたのです。多分それはそこでオーケーということで話があったのだと思うのです。だけれども、今回は不時着するスペースもないから。周りに駐車場がいっぱいあれば不時着できますし、校庭もありますから、あそこで十分だと思うのですね。だから、何で杜陵高校の敷地ありきなのかなと思いましたし、あと杜陵高校の格技場東側空き地にする場合の不時着の場所というのはどこだと説明されているのでしょうか。このこと、皆さん、すぐわかりますか。わからないことはわからないということで結構ですけれども、やっぱり考えれば考えるほど疑問が湧いてくるのです。そこまで何かおわかりだったらお願いします。

○宮澤学校施設課長 まず、杜陵高校へのヘリポート整備について保健福祉部から話があった時期でございますが、これは去年の4月でございます。

それから、ヘリポートの県立中央病院の敷地内におきます検討経過でございますが、これは保健福祉部のほうの所管でございますので、概略しか承知してございません。

まず、県立中央病院の敷地で11カ所、それから杜陵高校の敷地につきましては3カ所、計14カ所の考えられる地点を選定いたしまして、その場所について専門家を交えているところ検討したと伺っております。その中におきましても、先ほどもございました、建物の強度不足、あるいは病院の建物に近過ぎるため航空法をクリアできない。それから、危険物のために消防法に抵触する。あるいは、校舎に余りにも近いというような場所もございました。そうしたことで、なかなか適地が得られないというようなことでございました。そして、今回、杜陵高校の校舎裏の格技場の東側の地点ということに最終的になったという結果でございます。

それから、不時着場のことでございますけれども、これも私のほうでは詳細は承知してございませんが、いずれ離発着のときの、本当に万が一の不時着というようなことで、空き地とか、それから林とか、そういう人のいない場所を確保する旨を航空法の規定で定められていると聞いておるものでございます。

○小西和子委員 立体駐車場の屋上等は、不時着場が確保できないと言っているのですけれども、近くに杜陵高校の校庭があるのですよね。だから、十分だと思いますし、あと強度不足と言っているのですけれども、これは説明会に出た方も言っていますけれども、やろうと思えば、そこは補強できると考えまして、何となく最初から杜陵高校の敷地内あり

きという感じですが。それで、教育施設の敷地内という例は、全国初ということですから、これが前例になっては絶対いけないなと思って、最後までしつこく質問しようと思ったわけです。

私が心配しているのは、専門家がいますけれども、杜陵高校在籍の生徒がどんな実態なのか。不登校等で転入してきた生徒もいるでしょうし、あとはいろんな発達障がいの子もいるやに聞いております。その生徒の実態と、生徒への影響についてはどのように受けとめて、把握しているのか。あわせて、通常の授業を行うための対策は、先ほどは二重サッシとか何とか言っていますけれども、それだけではないと思うのです。実際、私も近くでドクターヘリが飛ぶのを見てきました。やっぱりかなりうるさいです。たまたま見に行っているときに出勤の連絡が入ったので見られたのですが、そういう中で大変だろうなと思います。私が担任をしたことのあるアスペルガー症候群の子供は、ほかの障がいを持っている生徒もだと思うのですが、音にすごく敏感なのです。もう怖がって怖がって、パニック状態になるのです。そういう生徒がいるかどうかはわかりませんが、実態と影響、授業の対策についてお伺いします。

○宮澤学校施設課長 まず、杜陵高校在籍者の実態でございますけれども、平成27年度5月1日現在におきまして、定時制が124名、通信制のうち、日、月、水曜日に通学する受講登録者が169名となっております。このうちドクターヘリが運航される昼間の時間帯には、定時制のうち1部及び2部の生徒、これは最大110名でございますが、そういった数の生徒が在籍すると考えております。

在校生徒について懸念される影響でございますけれども、これはヘリコプターの飛来により通常発生する騒音による影響のほかに、例えば生徒の中には、御指摘のとおり、注意欠如多動性障がいがありますとか、アスペルガー症候群等のいわゆる自閉症スペクトラムの特徴を持つ、いわゆる特別な配慮を要する生徒がいらっしゃいます。これらの生徒におきましては、御指摘のとおり、不意の大きな音でありますとか、光に敏感であるというようなことが予想されるところでございます。また、患者の搬送経路ということで、救急車が走行するといったようなこともございますので、こういった音とか光の関係が問題のようであり、これらに対する対応が必要と考えられるところでございます。

ヘリポートの整備に際しまして、まず設計前に騒音の測定をするというのが、先ほど示した基本でございますが、そういった特別な配慮を必要とする生徒に対しましては、例えば事前にドクターヘリが飛来する可能性がありますということを繰り返し丁寧に説明するというようなことが、まずもって必要と思っております。あるいは、実際に患者の搬送という段階になりますと、例えば何分後にドクターヘリが飛来しますといったようなことで、具体的な情報をその都度正確、的確に伝達するということが、ヘリコプターの飛来が不意のものにならないように配慮するというようなことが必要かと思っております。

また、万一パニックということになりますと、それに対応するために、スクールカウンセラーの活用でありますとか、県立中央病院の精神科の協力につきましても、現在検討し

ておるところでございます。

○**小西和子委員** ということまで子供たちに強いて、ここにつくらなければならないのかと思って、本当にため息が出ます。

盛岡視覚支援学校も近くにあるわけですが、生徒に与える影響と、そのような事業を行うための対策をお伺いします。日常と同じようにと前回説明されたのですが、ドクターヘリが飛ぶのは非日常でございますので、音を頼りに生活をしている生徒たちなのです。そのことをまずお聞きしたいと思います。

○**宮澤学校施設課長** 県立盛岡視覚支援学校の生徒に与える影響ということでございますけれども、視覚支援学校でございますので、聴覚に依存した学習のウエートが高いわけでございます。そういったことから、騒音の防止については特に配慮しなければならない事柄と認識してございます。県立盛岡視覚支援学校でございますが、杜陵高校に設置を計画していますヘリポートの進入経路に当たっていますけれども、学校の上空通過時のヘリコプターの高度であります、最低でも60ないし40メートルと見ています。上空をごく短時間で通過し、頻度につきましても、想定されるのは10日に1遍ということでございます。

また、杜陵高校からの水平距離も約400メートルということでございますので、騒音の影響というのは最小限ではないかと想定してはいますが、今後杜陵高校の実測データを参考としながら、県立盛岡視覚支援学校におきましては、騒音の状況調査をするなどいたしまして、学校を含めて保健福祉部と協議を重ねまして、必要があると認められる場合は、その対策につきまして、保健福祉部のほうに実施を要請してまいりたいと思います。

○**小西和子委員** 最後まで、文教地区の生徒たちの教育の妨げにならないような進め方をしていただきたいと思います。

最後に、発達障がい等の支援を要する児童生徒の指導についてでございますけれども、学校を訪ねていきますと、それが今一番の課題です。もちろん発達障がい等の支援を要する生徒たちの学習権、そのほかの子供たちの学習権もあります。教職員、中には暴力を振るうような子供たちもいますので、本当に生傷が絶えないといったこともあります。普通学級だけで結構ですので、県教育委員会として、県全体の支援を要する子供たちの実態をどのように把握し、どのような取り組みを行っているか、まとめてお伺いします。県教育委員会が中心となって、関係機関と連携して組織的に取り組むべきと考えますけれども、いかがでしょうか。

○**民部田特別支援教育課長** 発達障がい等の支援を要する児童生徒について、まず実態の把握についてであります、県教育委員会では毎年度、公立の小中学校と高等学校を対象といたしまして、発達障がいを含む障がいのある児童生徒の実態調査を実施し、その実態把握に努めているところでございます。この調査結果を踏まえまして、高等学校においては特別な支援が必要な生徒の多い学校へ特別支援教育支援員の配置や、特別な支援を必要とする生徒への指導支援の充実と、校内での支援体制の整備を目的といたしまして、教職員を対象とした研修を当該校で行うなどの取り組みをしております。

また、各地域の特別支援教育環境の向上を目的に、特別支援学校のセンター的機能を生かした幼稚園、保育所、小中学校への継続型訪問支援や、小中学校と高等学校に配置しております特別支援教育支援員の地域別の合同の研修会を実施するなどの取り組みを行っているところでございます。

また、関係機関との連携した取り組みについてでございますが、県教育委員会では保健福祉部と連携し、保護者団体、医療関係者、学識経験者などで構成する発達障がい者支援体制整備検討委員会、広域特別支援連携協議会を設置しまして、発達障がい者の自立や社会参加に向けた支援体制等の検討を行っているところでございます。委員会におきましては、学校教育段階から成人期までの一貫した発達障がい者への総合的な支援という観点から、教育委員会、保健福祉行政、それぞれの取り組みに関し助言等をいただくなど、支援の充実と関係機関との連携の強化が図られているところでございます。今後とも、同委員会を通じて支援体制をさらに充実してまいりたいと考えております。

○小西和子委員 これでは終わりにします。県立療育センターに相談に行っても、二、三カ月は児童精神科の医師に会えない。もう御存じだと思いますけれども、なぜならば、1人だからです。県立南光病院とかけ持ちなので、新患は受けていない。お二人だったが、お一人の方は郷里のほうに帰られたということですから、児童精神科の招聘を急がなければならないのではないかと思います。

それから、県発達障がい者支援センターもいっぱい、施設もいっぱい、小学校から18歳までですので、あきがないということで、本当に子供たちの行き場がないということになっておりますし、やっぱり指導体制をしっかりと構築して、受け入れ先、それから相談先、そういうことを県教育委員会が中心になって、ぜひつくっていただければと思います。以上であります。

○高橋但馬委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。教育委員会の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、総務部関係の議案の審査を行います。

議案第84号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第5号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第10款教育費のうち総務部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤副部長兼総務室長 議案第84号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第5号）のうち総務部関係について御説明申し上げます。お手元の議案（その4）の8ページをお開き願います。

10款教育費のうち1項教育総務費、次のページに移りまして、8項大学費及び9項私立学校費が総務部関係の補正予算であります。詳細につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げますので、予算に関する説明書の179ページをお開き願います。

10款教育費、1項教育総務費、4目教育指導費のうち、総務部関係は記載を省略してございますが、いじめ防止対策推進費に係る国庫補助金の交付決定に伴う財源整理がございます。

それから、194ページをお開き願います。8項大学費、1目大学費は1,919万9,000円の減額補正であります。公立大学法人岩手県立大学運営費交付金は、県立大学が被災学生に対して行う授業料等減免額などの確定によるものであります。

195ページの9項私立学校費、1目私立学校費は2億1,620万2,000円の減額補正であります。私立高等学校等就学支援金交付金の減や私立学校運営費補助の増など、事業費の確定によるものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○高橋但馬委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○斉藤信委員 194ページの県立大学の運営交付金が1,919万円余の減で、今、授業料減免等の確定によるという話がありましたが、授業料減免の実績を示していただきたい。これは、災害関係のこともあると思うから、東日本大震災関係とその他の減免があると思いますので、減免の実績、前年と比べてどう減ったのか、ふえたのか。

あわせて、現在の直近の就職内定状況はどうなっているのでしょうか。そのうち県内就職はどうなっているのか。

三つ目に、岩手大学もそうですけれども、先日、県内業者の就職説明会が行われましたね。百数十社、県立大学には来たということですが、その県内中小企業との連携というか、そういうことも含めて示していただきたい。

○藤澤総務室管理課長 1点目の減免の実績でございますけれども、まず被災学生の分について、今年度の実績でいいますと、授業料、それから入学料とございますが、合わせて4,897万円余という実績でございます。人数は、前期、後期とありまして、延べ人数で申し上げますと、206名でございます。大体前期と後期、ほぼ同じ方がやっていますので、実人員でいくと100名程度と見込んでおります。

それから、通常の減免、これは経済的な事情等を踏まえて減免するという制度がございますが、通常の減免は、平成27年度で、およそ9,000万円という減免額になっております。

前年度の比較でございますけれども、通常分の前年度は8,900万円余ということで、若干通常分はふえております。

それから、先ほど申し上げた震災分でございますが、平成26年度は6,259万円余ということで、被災した学生数の関係で、これは若干減っております。

次に就職状況でございます。1月末現在の状況について、4年制大学で申し上げますと、内定率が89.4%、今年度まだ途中経過でございますので、そういう状況です。うち県内は43.2%ということでございます。昨年度は44.5%までいきまして、そこにはまだ到達しておりませんが、途中経過ということでございます。

それから、就職説明会でございますけれども、県立大学でも地域に人材を輩出するとい

う使命を持って取り組んでおりまして、さまざまな取り組みをしておりますけれども、具体的には地元企業へ関係者が訪問して新しい就職先を開拓するとか、あるいは学生にインターンシップを推進するとか、あとは県立大学のみではなく、岩手大学とか盛岡大学なども連携してインターンシップの取り組みをするといったようなことで、県内定着を図るように取り組んでおります。

○**齊藤信委員** 就職説明会は、新聞報道以上に曖昧な話でした。百十何社でしたね、来られたのは、これは、新しい試みになるのか、去年も同じぐらいの取り組みだったのか教えてください。

あとは、まとめて聞いて終わります。195ページに入りまして、私立学校運営費補助、これが926万円増額になっていますが、この増額の中身は何でしょうか。そして、私立学校運営費補助は、高校生1人当たりになると、東北6県の中でどういう水準になっているかを示してください。

それと、私立高等学校等授業料等減免補助、これが487万円の減額ですが、授業料免除、これの実績を示してください。そして、県立高校と違って私立高校の場合は、就学支援金というのは全額出ませんね。恐らく学費の半分ですよ。そうすると、私立高校の場合には授業料を払わなくてはならないことになるのですけれども、全額免除されている高校生がどのぐらいいるのか。約半分、丸々払っている高校生はどのぐらいいるのか。そのことを示していただきたい。そして、奨学のための給付金、いわゆる給付制奨学金、これも1,811万円の減なのですが、私学の場合には、どのぐらいこの給付制の奨学金の対象になっているのでしょうか、そのことを示してください。

○**千葉私学・情報公開課長** まず、第1点目の私立学校運営費補助の増額の理由でございますけれども、これにつきましては、当初予算では、単価といたしまして、文科省の概算要求の国庫補助単価プラス平成27年度の交付税単価を加えた単価で当初要求しておりましたけれども、その実績が固まったということで、平成28年度の国庫補助単価と平成28年度の交付税単価を足すということで、単価がそれぞれ上がっております。そういった要因と、あとは学生数が若干減っておりますので、その2点がございます。

その単価の状況でございますけれども、東北6県の比較をいたしますと、平成27年度の当初単価、県単独を上乗せいたしますと、33万9,940円ということで、東北では3番目ということになってございます。

次に、私立高等学校等授業料等減免補助の実績についてでございます。減免につきましては、平成26年度で申し上げますと、全体で745名、金額でいいますと1,586万6,000円となっております。今般の補正で見込んでおりますのが、対象生徒数が417人、金額で1,165万5,000円ということで見込んでおりまして、人数で328人の減、金額にいたしまして420万円の減となっております。

授業料が全額減免になっている人がいるかどうかでございますけれども、学校によって授業料が異なっておりますので、授業料の安い高校でありますと、全額授業料が減免とい

うケースもございますが、学校によってそれぞれ異なりますので、それについてはちょっと把握しかねている状況でございます。

次に、奨学のための給付金支給状況でございますけれども、対象者数につきましては、平成26年度が460人で3,111万5,000円の実績でございます。これは、1年生のみが対象であります。平成27年度につきましては、1年生、2年生が対象になるわけですが、822人で、5,523万4,000円、差としては362人の2,511万9,000円の増ということになります。

○高橋但馬委員長 ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、総務部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋但馬委員長 なければ、これをもって総務部関係の審査を終わります。総務部の皆様は御苦労さまでした。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。